

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	74 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	56 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	107 件
国民年金関係	56 件
厚生年金関係	51 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月から同年10月までの期間及び57年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月から同年10月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで
③ 昭和58年7月から59年12月まで
④ 昭和61年4月から同年9月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。昭和57年10月以降は自身で夫婦二人分の保険料を納付しており、申立期間③の保険料は定期的に納付したと思う。申立期間④の保険料は免除申請をし、平成6年12月に土地を売却した代金で追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、3か月及び5か月といずれも短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①当初の昭和56年8月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した後、再度、57年4月21日に同資格を取得した旨が記載されており、これらの期間に係る国民年金の新規加入及び再加入手続を適切に行っていることが確認でき、それぞれの加入手続当初の短期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする妻は、これらの期間の保険料が納付済みとなっており、申立期間②については、国民年金の任意加入被保険者から強制加入被保険者への切替手続も行われていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、年金記

録確認申立書において、これらの期間については免除申請をし、平成6年12月に土地を売却した代金でこれらの期間の保険料を追納したと記載し、その旨を主張していたが、その後、申立期間③については定期的に納付していたと思うと主張を変更しており、これらの期間当時の保険料の納付時期、納付頻度、納付額等や保険料の免除申請状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦とも、これらの期間に挟まれた昭和60年1月から61年3月までの期間は申請免除期間とされ、平成6年2月3日及び同年12月27日に当該期間の夫婦二人分の保険料を追納していることがオンライン記録及び申立人から提出された平成6年分の確定申告書（控）から確認できるが、その後の申立期間④について申請免除の記録は無く、上記の追納時点ではこれらの期間の保険料は追納も過年度納付もすることができないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月から同年10月までの期間及び57年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月から42年6月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月から42年6月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで
③ 昭和51年4月から52年12月まで
④ 昭和53年4月から57年12月まで
⑤ 平成5年3月

私の夫は、障害があり、夫婦の将来のことを考えて、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。夫の保険料が納付済みで私の保険料が未納ということは考えられない。申立期間②、③、④及び⑤の保険料が未納とされていることに納得できない。また、当初、納付済期間であった申立期間①の保険料が平成23年に還付されたことにより、当該期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料が未納とされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成23年2月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が記録統合されるまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第2回特例納付によって保険料が納付済みとされていたが、当該記録統合によって、当該期間は、本来国民年金に加入できない脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、当該期間の保険料は23年2月25日に還付決議され、その後還付されている。しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという誤りがあり、申立人が当該期間の保険料を納付し、30年以上の長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として当該期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

申立期間②については、申立人は、20歳時の昭和40年*月から当該期間直前の48年3月までの期間の保険料88か月分を第2回特例納付で納付していること（上記のとおり特例納付済期間のうち40年12月から42年6月までの期間の保険料は還付処理されている。）が附則18条納付者リスト及び年度別納付状況リストで確認できるほか、当該期間直後の48年10月から51年3月までの期間の保険料は納付済みであり、当該期間6か月の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑤については、申立人は、昭和58年1月以降当該期間を除き、保険料を全て納付しており、当該期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該期間1か月の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、また、申立人の夫は、当該期間のうち55年4月から57年3月までの期間の保険料は申請免除期間となっており、納付状況が申立人と必ずしも一緒ではなかったことがうかがえるほか、当該期間に近接する時期の58年11月9日現在で作成された年度別納付状況リストでは当該期間の保険料は未納になっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月から42年6月までの期間、48年4月から同年9月までの期間及び平成5年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年2月までの期間、57年4月から同年6月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から57年2月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで
④ 昭和60年11月

私は、20歳の学生時から国民年金に任意加入し、短大を卒業し自分で国民年金保険料を納付するようになってからも、請求された保険料を未納のまま放置したことは無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、当該期間当初の昭和56年10月に転入した区において、定期的に送付されてきた納付書で、自宅近くの金融機関から国民年金保険料を納付していたと説明しており、申立人が所持する年金手帳の記載内容から、申立人は当該区への住所変更の届出を適切に行い、当該期間の現年度保険料の納付書を受領していたものと考えられること、申立人は3か月ごとに保険料を納付していたと説明しており、3か月単位の納付書を年4回送付していたとする当該区の納付方法と一致していること、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする金融機関は、当該期間当時から所在し、保険料の収納取扱いを行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①直後の昭和57年3月分の保険料は充当処理されたことにより納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できるが、当時、保険料の納期限は3か月ごとに一律その翌月末日とされていたことから、申立期間①が未納であったとすれば、57年1月分の保険料に充当処理されるべきであるにもかかわらず同年3月の保険料に

充当処理されていることからみれば、申立期間①の保険料は納付されていたものと考えて不自然ではない。

しかしながら、申立期間④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間に自身で厚生年金保険から国民年金への切替手続をした記憶は無いこと、当該期間後の平成4年6月10日に、当該期間が国民年金の加入期間として記録整備されたことがオンライン記録で確認でき、当該期間当時は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年2月までの期間、57年4月から同年6月までの期間及び57年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年9月まで
② 平成5年10月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、それまで未納となっていた私の国民年金保険料を何回かに分けて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年9月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人は、当該期間を除く4年10月から6年3月までの保険料を6年11月22日から8年3月25日にかけておおむね毎月定期的に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間の保険料のみを未納のままにしていたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、上記手帳記号番号払出時点で、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は上記手帳記号番号が記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳を所持し、ほかに別の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年

10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月及び同年 9 月

私は、平成 11 年 10 月の結婚を契機に国民年金保険料を納付しようと思い、結婚後に同年 4 月以降の保険料を市役所の支所及び金融機関等で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、平成 11 年 10 月の婚姻を契機に同年 4 月以降の国民年金保険料を納付したと説明しており、オンライン記録及び国民年金第 3 号被保険者該当届書（市区町村控）から申立人は、婚姻前の同年 8 月 12 日に基礎年金番号が付番され、同年 10 月 15 日に第 3 号被保険者の届出を行っていることが確認でき、年金手帳の記載からその際に氏名変更の手続を行ったものと推測されるほか、同年 4 月及び 5 月の保険料は同年 12 月に、同年 6 月の保険料は 12 年 2 月にそれぞれ納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、婚姻後の申立期間②の保険料は私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、昭和 39 年 4 月以降、60 歳となる前月の平成 13 年*月までの期間の保険料は当該期間を除き全て納付しており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 3 月から 7 月頃までに払い出されており、この払出時点では、当該期間の過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人と同様に両親が保険料を納付していたとする申立人の兄及び妹の納付開始の時期も当該期間直後の 39 年 4 月からとなっていることなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年

1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月及び同年10月

私は、国民年金に加入した際に未納の国民年金保険料を遡って納付するため、2年分くらいの過年度納付書を作ってもらい納付を続けてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年5月頃に払い出されており、申立人は、元年5月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、上記払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間直前の元年5月から同年8月までの期間及び申立期間直後の同年11月から2年3月までの期間の保険料は、いずれも過年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月

私は、婚姻後の国民年金保険料を 3 か月ごとに納付していた。申立期間の保険料は、私が県内に転居した後、区役所の出張所か郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であり、昭和 45 年 4 月以降、申立期間を除き、申立人の国民年金加入期間の保険料に未納は無い。

また、申立人は、申立期間中の昭和 60 年 4 月 5 日に転居しているものの、オンライン記録によると、申立期間の納付記録には、申立人が転居前の市で保険料の納付を約束したことを示す「@」の記号が記録されていることから、申立人は当該期間の保険料を納付する意思があったものと考えられる。

さらに、転居前の市において申立期間の保険料が納付されていなかった場合、申立期間直前の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間が納付済期間として記録追加された同年 5 月 23 日時点で、申立期間の保険料を現年度納付することも可能であったほか、申立期間の保険料が現年度納付されなかったとしても、所轄社会保険事務所（当時）からは当該保険料に係る過年度納付書が発行されたものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料 1 か月分のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 12 年 11 月から 13 年 1 月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料は私か母が、申立期間②の保険料は私か妻が納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料は全て納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付額、納付場所に関する記憶が曖昧である。また、オンライン記録によると、申立人が平成 12 年 11 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、所轄社会保険事務所（当時）から加入勧奨が行われたものの、加入手続が行われなかったため 14 年 8 月 27 日に未適用者一覧表（最終）が作成されており、その後、16 年 2 月 3 日に当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が追加されたことが確認できることから、当該記録追加時点まで、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないこと、当該記録追加時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、妻も当該期間の自身の保険料は未納であることなど、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年

4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで
私は、親の勧めもあり、平成2年5月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、平成2年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間、54年10月から55年3月までの期間、同年10月から56年3月までの期間及び57年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和57年4月から同年9月まで

私は、夫が昭和45年に退職して事業を営むことになり、将来のために夫婦二人で国民年金に加入した。夫婦の国民年金保険料は私が納付しており、46年に転居するまでは集金人に、転居後は、当初は集金人に納付し、その後は納付書により、途中からは口座振替により夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間①は4か月、申立期間②、③及び④は6か月と短期間で、それぞれ前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立期間①については、申立人が所持する領収証書により、申立期間直前の昭和45年8月から同年11月まで保険料が、平成20年7月及び同年9月に未納から納付済みに記録訂正されており、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が認められる。

さらに、申立期間②、③及び④については、申立人の特殊台帳によると、申立期間②及び③の前後の保険料は現年度納付されており、申立期間④の直前の保険料は過年度納付され、直後の保険料は現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年9月まで

私は、時期は不明だが、母から「国民年金保険料を納めるようにとの通知が来たので納付しておいたよ。」と言われたことを記憶している。母は、私が就職するまでの期間の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き昭和45年10月から厚生年金保険に加入する直前の46年11月までの期間の保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の44年12月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
私は、会社退職後に独立開業したので、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料は最初に10万円程度を納付し、その後も納め忘れなく納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、平成16年度以降は海外に居住しており、帰国する都度、それぞれ1か月の国民年金被保険者期間に係る資格取得及び喪失の手続を行い、保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和58年4月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人が国民年金に加入した際に納付したと説明する金額は、申立期間の保険料を過年度納付するとともに、申立期間直後の昭和57年度の保険料を現年度納付した場合の合計金額とおおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月及び同年 5 月

私は、国民年金加入期間は申請免除期間を除き、自宅に届いた納付書で金融機関から国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申請免除期間及び申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間を含む平成 11 年 5 月から 12 年 9 月までの期間は厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であり、申立人は厚生年金保険適用事業所に再就職した 12 年 10 月に、申立期間直前の同年 2 月分及び 3 月分の保険料を過年度納付し、その後 13 年 1 月から同年 6 月にかけて、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 11 年 5 月まで更に遡って保険料を過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、上記再就職当時、保険料の未納期間をなくすよう努めていたことがうかがわれ、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年12月から8年3月までの期間及び同年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年9月まで
② 平成5年11月及び同年12月
③ 平成6年2月から同年4月まで
④ 平成6年6月から同年8月まで
⑤ 平成6年10月
⑥ 平成6年12月
⑦ 平成7年2月及び同年3月
⑧ 平成7年7月から8年3月まで
⑨ 平成8年12月から10年3月まで
⑩ 平成10年5月から14年2月まで

私たち夫婦は、同じ事業所に勤務していたときに結婚し、退職した後に国民年金の加入手続を行い、主に私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間のうち、特に夫婦の納付期間が異なっている記録に疑問がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧のうち平成7年12月から8年3月までの期間及び申立期間⑨のうち同年12月から9年3月までの期間については、申立人は、送付された夫婦の納付書を納付月別にそろえ直し、夫婦二人分の保険料を一緒に納付することができるようにしていたと説明しており、オンライン記録によると、夫婦の納付済期間については、前納、過年度納付及び充当の期間が同一であり、納付年月が確認できる5年10月以降の納付済保険料は、当該期間を除き夫婦とも同じ年月に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①から⑦、申立期間⑧のうち平成7年7月から同年11月までの期間、申立期間⑨のうち9年4月から10年3月までの期間及び申立期間⑩については、申立人夫婦がそれぞれの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、上記期間に係る保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、一緒に保険料を納付していたとする妻も上記期間は自身の保険料が未納である上、オンライン記録によると、申立期間①、③、④、⑤、⑥及び申立期間⑩については、各期間の直後の保険料が時効成立直前に過年度納付されていることが確認でき、それぞれの過年度納付時点では、直前の各期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②及び③の間の6年1月分の保険料は、5年11月分の保険料が8年2月に納付されたものの、時効期間を経過した後の納付であったため、同年3月8日の決議により5年11月分の保険料が充当されたものであることから、充当時点まで6年1月分の保険料は未納であったと考えられることなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年12月から8年3月までの期間及び同年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 8 月まで

私の父は、私が 20 歳の頃に国民年金の加入手続を行い、地区の公民館で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と短期間であり、申立人の父親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと説明している申立人の母親は、国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、20 歳時の昭和 54 年 7 月及びその後の共済組合員資格喪失後の 63 年 4 月の 2 回払い出されており、最初の手帳記号番号が払い出された時点で申立期間の保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿には「資格喪失 55. 11. 26 受理通知」の記載があり、当該資格喪失手続時点でも申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立期間当時申立人が居住していた市では、地区の公民館で保険料の徴収を行っており、過年度保険料の徴収も可能であったと説明していることなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 61 年 10 月に会社を辞め、国民年金の加入手続を行い、母に依頼して国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間の前後の保険料が納付済みであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 6 月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立期間直前の 61 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料は 63 年 12 月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認できること、申立期間直後の 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間の保険料はおおむね 3 か月ごとに現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの現年度納付時点において申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれ、婚姻後は元妻が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立期間は 3 か月及び 6 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 40 年 7 月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人と同じく家業に従事していたとする同居の兄は、当該期間当時に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和57年12月3日）及び資格取得日（昭和58年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月3日から58年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において昭和54年1月1日に資格を取得し、57年12月3日に資格を喪失後、58年3月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社の元経理部長の供述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元経理部長は、申立人について、厚生年金保険料は給与から控除されていたと考えられる旨供述している。

さらに、A社の従業員の一部が保有していた昭和57年12月から58年2月までの給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年12月から58年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和57年12月3日）及び資格取得日（昭和58年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月3日から58年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において昭和52年4月1日に資格を取得し、57年12月3日に資格を喪失後、58年3月1日に再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社の元経理部長の供述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の元経理部長は、申立人について、厚生年金保険料は給与から控除されていたと考えられる旨供述している。

さらに、A社の従業員の一部が保有していた昭和57年12月から58年2月までの給与明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年12月から58年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 4 日から 44 年 1 月 1 日まで

平成 20 年に年金記録を調べたところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いが、仕方がないと諦めていたところ、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが来たので、申し立てた。脱退手当金を受け取っていないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、2回の被保険者期間のうち、最初に勤務した被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の変定年月及び金額には、不鮮明な箇所は無く、オンライン記録と一致しているにもかかわらず、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額が法定支給額と 1,159 円相違しており、事務処理が適正に行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 7 日から 40 年 1 月 21 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 21 日まで
年金記録を確認したときに、脱退手当金が支払われていることを知った。
しかし、会社を退職したときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の制度も知らなかったので、受け取れるはずがない。よく調査をして支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和44年3月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、3回の被保険者期間のうち、最初に勤務し、しかも約2年も勤務した事業所に係る被保険者期間の請求を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は、法定支給額と281円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から7年8月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額と比較して低くなっている。そのため、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年12月までは44万円と記録されていたところ、7年1月5日付けで、5年1月から6年10月までは8万円、同年11月及び同年12月は9万2,000円に遡って減額訂正されている上、同社の取締役2名も同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の監査役は、「平成5年頃から業績が悪化し、7年2月頃から給与の遅配が始まり、社会保険料の滞納もあったと思う。」と供述している上、同社の取締役は、「赤字経営で、給与の遅配があった。」と供述している。

なお、申立人から提出された平成5年1月から6年12月までの給与支払明細書及び8年度市町村民税・都道府県民税特別徴収税額通知書により、申立人が申立期間において上記減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年1月から7年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正すること必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は 63 万円、申立期間②は 64 万 7,000 円、申立期間③は 54 万円、申立期間④は 68 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 16 年 7 月 16 日
③ 平成 17 年 7 月 15 日
④ 平成 17 年 12 月 28 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額が一致していることから、申立期間①は 63 万円、申立期間②は 64 万 7,000 円、申立期間③

は54万円とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は68万2,000円、賞与額に見合う標準賞与額は70万円であることから、68万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年10月1日から21年3月19日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月19日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
② 昭和20年10月1日から21年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。どちらの申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社から提出された申立人に係る社葬の資料により、申立人は、当該期間に同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、「20.10.1全喪」と記入されており、同社は、昭和20年10月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、同社に係る事業所名簿には、「20.10.*日付にて解散 同日付にて適用」と記入されていることから、同社は、同日付けで新規適用事業所となっていることが確認できる。しかしながら、同年10月1日に同社が新規適用事業所となったときに作成された被保険者名簿を確認することができない。

このことについて、日本年金機構B事務センターは、「昭和20年10月1日に適用事業所となったときに作成された被保険者名簿は無い。」と供述し

ていることから、A社に係る被保険者名簿の管理が不備であったと認められる。

また、C県D課から提出された申立人に係る軍籍の履歴書から、申立人は、昭和19年3月14日に応召、同年3月21日にE市からF大陸へ出帆、21年3月19日に復員したことが確認できる。

一方、旧厚生年金保険法第59条の2の規定によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立期間②のうち、昭和20年10月1日から21年3月19日までの期間について、申立人は陸軍に召集されていたことが確認できることから、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係るA社における資格喪失日を昭和21年3月19日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和20年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、200円とすることが妥当である。

次に、申立期間②のうち、昭和21年3月19日から同年4月1日までの期間について、上記社葬の資料により、申立人は、当該期間にA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社G部は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人に係る厚生年金保険料控除の有無は不明である。」旨回答していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、上記社葬の資料により、申立人は、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、大卒の造船技師であったとしているところ、A社B部は、「申立人については、昭和24年7月15日以前の資料が残っていないが、造船技師としての入社であれば、事務職であり、大学卒業者は、19年6月に厚生年金保険に加入したものと考える。」と回答している。

また、労働者年金保険法によると、同法の被保険者となれる者について、工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたことから、申立人は、同法に基づく被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18461 (事案 11276 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成3年3月を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、平成3年2月から5年3月までの厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている旨第三者委員会に申し立てたところ、同年3月4日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと認められず、社会保険事務所（当時）において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無いとして、年金記録の訂正が必要である旨の通知が行われた。

しかし、申立期間の給与は訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額よりも高く、その高い給与に見合う標準報酬月額に基づく保険料が控除されていた。今回、申立期間のうち、1か月分の給与支払明細書を提出するので、再度調査して、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、平成5年3月4日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即したものと認められず、社会保険事務所において申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無いとして、A社における申立人の標準報酬月額を当初の記録（3年2月から4年12月までは20万円、5年1月から同年3月までは9万8,000円）に訂正する必要があるとして、既に当委員会の決定に基づき22年8月11日付けの通知が行われている。

しかし、申立人は新たな資料として、平成3年4月25日支給分（同年3月

の厚生年金保険料が控除)の給料明細を提出するので、再度調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしいとしている。

このため、当委員会は申立人から提出された給料明細を確認したところ、当該給料明細で確認できる平成3年3月の報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、上記訂正後の標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成3年3月の標準報酬月額については、上記給料明細において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料明細で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成3年3月を除く期間については、申立人から提出された元年分の給与所得の源泉徴収票によると、給料の支払金額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額(20万円)よりも高いことが確認できるが、控除された社会保険料の金額を基に算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成5年3月4日付けで減額訂正された2名の同僚から提出された申立期間の給料明細によると、上記減額訂正前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額に基づく保険料を控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18466 (事案 11249 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設における資格喪失日に係る記録を昭和25年10月31日に訂正し、24年5月から25年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年4月5日から25年10月31日まで

B施設に勤務していた昭和24年4月1日から25年10月30日までの厚生年金保険の加入記録が無いため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨を第三者委員会に申し立てたところ、当該期間のうち24年4月1日から同年4月5日までの期間の記録を訂正する旨の通知を受けたが、当該通知には納得がいかないので、再度調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚の証言により、申立人がB施設に勤務していたことは推認できるものの、同事業所に係る渉外労務管理事務所の記録により、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年4月1日、資格喪失日は同年4月5日であることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月11日付けで、昭和24年4月1日から同年4月5日までの記録を訂正する旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、B施設に勤務していた期間における厚生年金保険の被保険者期間が5日間というのは納得できないとしている。

今回の再申立てを受けて調査したところ、A渉外労務管理事務所を適用事業所とするB施設に係る事業所別被保険者名簿により昭和24年4月1日から

25年10月31日までの加入記録が確認できる同僚一人及び従業員4人と、24年5月1日から25年10月31日までの加入記録が確認できる同僚二人の計7人は、いずれも申立人と同じ運転手であったとしているところ、自身がB施設に勤務していた期間は申立人も運転手として継続して勤務していたとしており、申立人の申立期間における勤務が認められる。

また、B施設に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険の被保険者となった昭和24年4月1日と同日に被保険者資格を取得している被保険者数は、申立人及び同僚が記憶する当時の同事業所における従業員数とほぼ一致している上、数日で被保険者資格を喪失している者は確認できない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和24年5月から25年9月までの標準報酬月額は、B施設における複数の同僚の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B施設を管轄していたA渉外労務管理事務所が既に廃止されており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者記録について、A社所有のB船舶は戦時加算該当船舶であったと認められることから、申立期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年5月10日から18年12月31日まで

A社所有のB船舶に乗船していた期間のうち、申立期間について、船員保険の戦時加算が無い。同船舶は申立期間当ても戦時加算の該当区域を航行していたので、申立期間を戦時加算の対象となる期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の孫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を戦時加算の対象となる期間として認めてほしいと申し立てているが、戦時加算該当船舶名簿には、申立期間においてB船舶の戦時加算該当船舶としての記載は無い。

しかしながら、A社の50年史によると、B船舶が昭和10年から12年まで及び15年6月から20年8月までの期間に係るおいて、C県D市とE市（現在のF国）間の定期航路に就航していたことが確認できるところ、上記の50年史において、B船舶と同一の定期航路に就航していたとされている他社の船舶は、戦時加算該当船舶名簿により、申立期間を含む16年12月8日から21年3月1日までの期間、戦時加算の対象船舶であることが確認できる。

さらに、B船舶に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間に船員保険への加入記録が確認できる複数の元乗組員は、申立期間当時に、同船舶における戦時加算の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、B船舶は、申立期間において戦時加算該当船舶であったと認められることから、申立人の申立期間については、戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和56年10月31日から57年1月1日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年1月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成3年3月1日から5年1月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、3年3月から同年9月までは47万円、同年10月から4年12月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月31日から57年1月1日まで
② 平成3年3月1日から5年1月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。同社には当該期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人が、当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、昭和56年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（以下「全喪日」という。）は昭和56年10月31日とされているが、同社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人について、全喪日より後の57年4月22日付けで、当初、同年1月1日と記載されていた資格喪失日

が遡って全喪日と同日の 56 年 10 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿により、26 人が、昭和 57 年 4 月 22 日付けで遡って資格喪失日を全喪日と同日に訂正処理されていることが確認できる。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、昭和 57 年 2 月 19 日に健康保険証を更新した旨の記録が確認できることから、56 年 10 月 31 日において同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が同日に同社を適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和 56 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該訂正処理前の記録である 57 年 1 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該訂正処理前の記録から、26 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 3 年 3 月から同年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 4 年 12 月までは 50 万円と記録されていたところ、B 社が適用事業所でなくなった 5 年 1 月 31 日より後の同年 4 月 2 日付けで、遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該期間の一部及び上記遡及訂正処理日において取締役であったことが確認できるところ、当該訂正処理に係る手続は、同社の事業主が自ら行ったと供述しており、また、取締役の一人は、申立人は技術担当であったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 3 年 3 月から同年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 4 年 12 月までは 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月1日から5年10月16日まで
A社にカメラマンとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年10月16日）の後の平成5年10月27日付けで、遡って8万円に減額処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間及び当該減額訂正処理日において取締役であったことが確認できるが、同社の取締役及び同僚は、申立人はカメラマンをしており、社会保険の届出事務に関与していなかったとしていることから、申立人は当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和47年3月11日、資格喪失日は同年6月2日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月11日から同年6月2日まで

A社B出張所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には厚生年金基金に加入しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は申立期間において厚生年金保険の被保険者となっておらず、A社B出張所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和47年3月11日に資格を取得したものの、当該記録の取消処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間にA社B出張所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保有する厚生年金基金連合会発行の年金支給義務承継通知書によれば、申立人の厚生年金基金の資格取得日は昭和47年3月11日、資格喪失日は同年6月1日であることが確認できる。

さらに、日本年金機構C事務センターでは、「申立人の資格取得日が取り消されている経緯は不明であるが、被保険者資格を取り消した場合は、資格取得時に払い出した厚生年金保険記号番号は欠番とし、その旨を払出簿に記載するのが一般的な取扱いである。」旨の回答をしているところ、厚生年金保険記号番号払出簿には、上記被保険者原票における厚生年金保険記号番号を取り消した形跡は見当たらない。

加えて、申立人が保有する昭和49年以降に発行された三制度共通年金手帳には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和47年3月11日とされている上、当該年

金手帳に記載されている厚生年金保険記号番号は、上記被保険者原票における厚生年金保険記号番号と同一であることが確認できる。

また、申立期間及びその前後の期間にA社B出張所において被保険者資格を取得している同僚及び従業員の加入記録を確認したところ、申立人と同様に3か月の加入期間である者も確認できることから、同社では勤務期間の長短にかかわらず厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、申立人について被保険者資格を取り消す理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B出張所において昭和47年3月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成元年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月31日から同年11月1日まで
② 平成7年2月1日から9年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元総務部長を含む複数の同僚及び従業員の供述並びにE社（当該期間当時は、F社）の回答から判断すると、申立人はA社及びその親会社であるF社に継続して勤務し（平成元年10月31日にF社からA社に移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、オンライン記録における資格取得日と雇用保険の資格取得日は平成元年11月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、D社から提出された当該期間に係る給料台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年10月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月13日から同年11月9日まで

A社C支店で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和36年10月13日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料の納付については不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和44年8月1日から45年6月1日までの期間について、A社B支店における資格取得日は44年8月1日、資格喪失日は45年4月1日、また、同社C支店における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録をそれぞれ訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から45年6月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社D支店から提供を受けた当時の社員名簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年8月1日から45年6月1日までの期間について、A社B支店及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名と漢字が同一で振り仮名は異なり、生年月日も1年異なる厚生年金保険被保険者記録が確認でき、当該被保険者記録によると、同社B支店における資格取得日は44年8月1日、資格喪失日は45年4月1日、同社C支店における資格取得日は同年4月1日、資格喪失日は同年6月1日とされ、当該期間において未統合の記録が確認できる。

また、A社D支店が保管していた社員名簿によると、氏名の漢字及び生年月日が申立人と同一で、氏名の振り仮名は上記被保険者原票と同一の従業員が、当該期間に勤務していたことが確認できる。

さらに、上記社員名簿によると、当該従業員の本籍地が記載されているところ、当該本籍地は、申立人が提出した自動車運転免許証に記載された本籍地と同一であることから、当該社員名簿に記載されている記録は申立人のものであり、当該期間当時、A社は申立人の氏名の振り仮名を誤って記録したと認められる。

なお、A社B支店に係るオンライン記録及び上記被保険者原票によると、同社同支店は昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日に厚生年

金保険の被保険者資格を喪失した複数の従業員は、同日付けで同社C支店において資格を再取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B支店及び同社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票における、申立人の氏名と漢字が同一で振り仮名は異なり、生年月日も1年異なる未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人のものと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店及び同社C支店に係る申立人の未統合の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和44年4月1日から同年8月1日までの期間については、上記社員名簿から、当該期間の勤務を確認することができるものの、当該期間は「雇用」期間となっており、申立人の「入社年月日」は同年8月1日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の被保険者記録は、昭和44年8月1日から45年5月31日までとなっていることが確認できる。

さらに、A社D支店から、申立人と同様、昭和44年4月1日に同社B支店において「雇用」された複数の従業員の「入社年月日」を確認したところ、いずれの従業員も「入社年月日」に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが、オンライン記録から確認できる。

なお、A社D支店の現在の総務担当者は、「当時の詳細は不明だが、社員名簿にある『雇用』と『入社』では、勤務形態が違っていたと思われる。」旨供述している。

このことから、当該期間当時、A社B支店においては、社員名簿にある「入社年月日」に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 9 月 15 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 54 年 9 月 15 日）の後の 55 年 2 月 25 日付けで、54 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、53 年 11 月に遡及して随時改定が記録された結果、3 万円となっていることが確認できる。

一方、A 社の事業主は、「営業不振で毎月赤字続きであったと思う。」と回答しており、同社では、申立期間当時、社会保険料を滞納していたことがうかがえる。

また、申立人は、A 社の常務取締役であったと述べているところ、同社の事業主は、「申立人は、常務取締役で営業その他全般を担当していた。」と回答しており、経理及び厚生年金保険の事務担当者は、「申立人は厚生年金保険の届出事務に関与していなかった。」と述べていることから、申立人は、当該処理に関与していないことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、昭和 55 年 2 月 25 日付けで行われた当該処理は、事実上即したものと考えるが、当該処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉（別添一覧表参照）は〈標準賞与

額) (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 17 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18477	女		昭和12年生		平成15年12月13日	45万 円
					平成17年7月13日	30万 9,000円
					平成17年12月13日	32万 9,000円
18478	男		昭和34年生		平成15年12月13日	70万 円
					平成17年7月13日	67万 円
					平成17年12月13日	67万 円
					平成20年12月13日	69万 6,000円
18479	男		昭和43年生		平成15年12月13日	35万 7,000円
					平成17年7月13日	35万 7,000円
					平成17年12月13日	35万 7,000円
					平成20年12月13日	40万 円
18480	女		昭和34年生		平成15年12月13日	35万 円
					平成17年7月13日	28万 円
					平成17年12月13日	28万 円
					平成20年12月13日	32万 2,000円
18481	男		昭和51年生		平成15年12月13日	23万 6,000円
					平成17年7月13日	24万 4,000円
					平成17年12月13日	24万 4,000円
					平成20年12月13日	33万 4,000円
18482	男		昭和52年生		平成15年12月13日	28万 円
					平成17年7月13日	30万 円
					平成17年12月13日	30万 円
					平成20年12月13日	36万 1,000円
18483	男		昭和34年生		平成15年12月13日	33万 4,000円
					平成17年7月13日	28万 円
					平成17年12月13日	27万 2,000円
					平成20年12月13日	32万 1,000円
18484	男		昭和53年生		平成15年12月13日	17万 7,000円
					平成17年7月13日	14万 3,000円
					平成17年12月13日	14万 3,000円
					平成20年12月13日	23万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18485	男		昭和51年生		平成15年12月13日	28万 円
					平成17年7月13日	30万 円
					平成17年12月13日	31万 円
					平成20年12月13日	38万 円
18486	女		昭和52年生		平成15年12月13日	18万 4,000円
					平成17年7月13日	19万 2,000円
					平成17年12月13日	19万 円
					平成20年12月13日	25万 4,000円
18487	男		昭和59年生		平成15年12月13日	11万 円
					平成17年7月13日	12万 5,000円
					平成17年12月13日	12万 6,000円
					平成20年12月13日	21万 5,000円
18488	男		昭和35年生		平成15年12月13日	31万 6,000円
					平成17年7月13日	14万 8,000円
					平成17年12月13日	14万 8,000円
18489	男		昭和23年生		平成15年12月13日	20万 8,000円
					平成17年7月13日	23万 円
					平成17年12月13日	22万 6,000円
					平成20年12月13日	23万 4,000円
18490	男		昭和57年生		平成15年12月13日	11万 円
18491	男		昭和60年生		平成15年12月13日	11万 円
18492	男		昭和47年生		平成20年12月13日	28万 9,000円
18493	女		昭和33年生		平成20年12月13日	29万 2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月1日から42年2月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社B支店に継続して勤務（厚生年金保険の適用上は、A社C支店から同社に異動）していることが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時、A社B支店は厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、申立人と同支店で一緒に勤務していたとする上司の厚生年金保険被保険者記録によると、昭和41年9月1日に同社C支店で資格を喪失し、同日付けで同社において資格を取得していることから、申立人の同社における資格取得日を同年9月1日とすることが妥当である。

したがって、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和42年2月のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和23年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月1日から22年2月1日まで
② 昭和23年7月1日から同年8月2日まで
③ 昭和55年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に1日も休むことなく継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社から提出された申立人に係る労働者名簿及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務し（昭和23年7月1日に同社C事業所D課から同社本社E部F課に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和23年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格取得日に係る届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人は、A社に1日も休むことなく継続して勤務してい

た旨申し立てている。

しかし、上記労働者名簿から、申立期間①のうち、昭和21年9月から22年1月までの勤務は確認できるが、20年8月から21年8月までの勤務は確認できない。

また、申立人は、昭和20年3月14日の空襲によりG市に所在していたA社H事業所が焼失した後、同社C事業所にて仕事をしていた旨主張しているが、上記労働者名簿によると、申立人は申立期間①当時、G市の市立I学校（4年制夜間部）に在学（22年3月卒業）していたことが確認でき、C事業所のあったJ市からG市までの距離を勘案すると、申立人は、申立期間①当時は通常の労働時間で勤務することは難しい状況であったことがうかがえる。また、上記労働者名簿から、申立人は、正式採用日である22年4月1日までは、職工という身分であることが確認できるところ、申立期間①当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱いは正社員とは異なるものであったとしても不自然ではない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げている人物は、連絡先が不明であり、当時の状況について確認できず、また、連絡先の判明した同僚5名のうち1名は「申立人は、昭和20年8月頃に一度退職したようだ。」と供述している。

加えて、B社は、関連資料が無く、申立期間①当時の厚生年金保険に関する取扱いについては、不明である旨回答している。

このほか、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③については、申立人は、A社に昭和55年6月30日まで勤務した旨申し立てている。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本及びB社から提出のあった役員任期一覧から、申立人は、昭和46年11月29日に取締役就任し、55年3月31日に辞任したことが確認できる上、申立人と同日に取締役就任した同僚は、「申立人は、取締役辞任後にA社を退職した。」旨供述している。

また、A社から提出された配属表によると、申立人は、昭和55年3月15日時点においては、同表の営業部所属欄に名前が載っているが、同年4月1日時点においては、同表に名前は見当たらない。

さらに、申立人が設立し、A社を退職後に勤務したとするK社の商業登記簿謄本によると、同社は、昭和55年3月25日に設立されていることが確認でき、同社の役員であった1名は、申立人は会社の設立準備を行っていたこと及び設立当時から代表取締役であったことを供述していることなどから、申立期間③において、申立人は、同社に代表取締役として勤務していたと考えるのが妥当である。

このほか、申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から45年7月1日まで
65歳になったときに、社会保険事務所（当時）の職員から脱退手当金という制度について説明を受け、自分が厚生年金保険から脱退していることを知った。以来、脱退していることに疑問を持っていたところ、昨年、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えのない方は相談してほしい旨記載されたはがきが来たので、申立てをすることにした。自分で脱退手当金の請求手続きをしたことや、脱退手当金を受給した記憶は無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和45年7月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす申立人以外の女性32名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は6名であること、また、同社は脱退手当金の代理請求を行っていないとしていること、さらに、申立人の資格喪失日の約3か月前に喪失記録があるが支給記録の無い従業員は、「人事部の人から受取らない方がよいとのアドバイスがあった。」と供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違しており、その原因は不明である。

加えて、申立人の脱退手当金は、昭和45年7月30日に支給決定されているが、申立人は、その約4か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、当

時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 62 年 5 月 31 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人が同社に昭和 62 年 5 月 31 日まで勤務していたことが認められる。

また、A社は、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人が昭和 62 年 5 月 31 日まで勤務しており、同年 5 月の厚生年金保険料も給与から控除した。」旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する従業員 8 人のうち、雇用保険の記録があった者が 6 人おり、このうち 4 人については、厚生年金保険の資格喪失日は、厚生年金保険法第 14 条の規定どおり、雇用保険の離職日の翌日となっており、両保険の被保険者記録は符合している。しかし、残りの二人は、雇用保険の離職日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日とすべきところ、申立人と同様に、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が同日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 62 年 4 月の

社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料は無いが保険料を納付したとしているが、事業主が資格喪失日を昭和62年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年6月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から6年10月1日まで

A社で勤務した期間のうち、同社の工事担当役員を務めていた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当初の記録が改ざんされたと思われるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成4年6月から5年3月までの期間について、オンライン記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、遡って41万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元取締役経理部長は、同社は経営が苦しく保険料の滞納があったことから、事業主の指示により、同社の契約印で減額処理に係る書類に自ら押印したことを認めている。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成3年3月20日に同社の取締役役に就任したことが確認できるが、ほかの複数の取締役役に照会したところ、申立人は工事

担当の取締役であり、社会保険の手続業務には関与していない旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の4年6月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

次に、申立期間のうち、平成5年10月から6年9月までの期間については、オンライン記録において、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定で申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は41万円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、上記の取締役経理部長は、「減額訂正処理後の期間も、従来どおりの高い報酬月額に基づき保険料を控除していたと思う。」と供述している。

また、他の取締役（事業主の妻）が保管していた、平成6年1月から同年9月までの給料台帳（役員）における申立人の支給総額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は53万円であり、オンライン記録の標準報酬月額（41万円）より高額となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は死亡しているため供述が得られず、上記の取締役経理部長も不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料台帳で確認できる支給総額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年5月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がその前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年5月31日より後の同年9月3日付けで、遡って 15 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は昭和63年10月4日に監査役に就任しているものの、同社の複数の取締役は、「申立人は、申立期間当時、学校事業の責任者であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場にはなかった。」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成18年7月は32万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間において、給与から2万4,290円の厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、ねんきん定期便では、1万7,145円と低くなっている。給与明細書を提出するので、控除保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は34万円であるものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成18年7月は32万円、同年8月は26万円となっていることから、同年7月は32万円、同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細において確認できる保険料控除額及び賞与額から、31 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 1 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給明細により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細において確認できる保険料控除額及び賞与額から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年11月1日から11年10月1日までの期間における標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から13年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、取締役の立場ではあったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場とは無関係の営業事務担当であったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年11月から11年9月までの期間の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、6年11月から10年12月までは15万円と記録されていたところ、11年1月4日付けで、6年11月に遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社において、一人の従業員が、申立人と同様、標準報酬月額を遡及減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の事業主は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、その処理のため社会保険事務所の担当者の指導に従い、従業員の標準報酬月額の訂正に応じた。」旨供述している上、「当時、当社における社会保険手続処理関連業務及び経理事務を含む業務全般は事業主である私が担当していた。」旨供述している。

A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、同社の役員であったが、従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業事務担当であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成11年1月4日付けで行われた当該遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所において上記標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、

当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年11月から11年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年11月から6年10月までの期間については、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」（平成5年11月2日付け）によると、申立人については、5年8月に降給したことに伴い、20万円から15万円に標準報酬月額を改定する旨の届出（月額変更届）が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

申立期間のうち、平成11年10月から13年3月までの期間については、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成11年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も認められないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は当該期間に係る給与明細書等を保管していない旨供述しており、申立人の主張する報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、平成5年11月から6年10月まで及び11年10月から13年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和47年11月から48年3月までは6万円、同年4月から同年8月までは7万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月10日から48年9月1日まで

A社B支店（現在は、C社B本社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、工事現場担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の事業主は、「当時の賃金台帳を保管しておらず、申立期間の報酬月額及び給与からの保険料控除額について確認できないが、申立人に係る社員票の本給の記録によると、昭和47年4月1日付けで6万500円、48年4月1日付けで7万5,400円であることが確認できることから、申立人の申立期間における標準報酬月額は、最低でも47年11月から48年3月までは6万円、同年4月から同年8月までは7万6,000円と考えられ、それぞれの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨回答している。

また、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿において確認できる申立人と同期入社複数の元同僚は、「申立人は、工事現場担当者として勤務しており、また、当時の同社の経営状況は良好であり、標準報酬月額を下げる客観的要因は無く、転勤により諸手当が無くなり標準報酬月額が下がることはあっても、申立人の場合は下がりすぎである。申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、同期入社同僚の標準報酬月額に近い額であるべきと思われる。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間についてC社が保管する社員票に記載された本給に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和47年11月から48年3月までは6万円、同年4月から同年8月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、社員票における本給の記録どおりの報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月2日から39年7月6日まで
② 昭和43年4月21日から同年5月6日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社の関連会社であるC社からA社に異動した申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①については、厚生年金保険料の控除が確認できる賃金明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については、異動はあったが、それぞれの会社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出のあった賃金明細書及びB社から提出のあった社会保険被保険者台帳により、申立人は、当該期間においてその主張する標

準報酬月額（3万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、C社及びA社に継続して勤務し（昭和43年4月21日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年5月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和43年5月9日となっていることから、事業主が申立人の申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月31日から同年6月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和41年4月1日から44年5月31日まで継続して勤務しており、同社が保有する職員人事記録表を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出のあった発令通知書及び職員人事記録表から判断すると、申立人は、申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社の人事部による「申立人の退職した昭和44年5月分給与から、申立人の同年4月及び同年5月の厚生年金保険料、2か月分を間違いなく控除していたはずである。」旨の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年4月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、C健康保険組合に対しては健康保険料の未納が無いことから納付義務を履行していたと主張するが、同健康保険組合と厚生年金保険の手続の一体性は無く、同健康保険組合における申立人の資格喪失日の記録をもって、厚生年金保険料の納付を確認することはできない。

さらに、事業主が資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会

保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年11月1日から21年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出及び保険料の納付について当時の資料が無いため不明としているが、A社が加入しているB健康保険組合における申立人に係る申立期間の標準報酬月額は24万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、同健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行い、その結果、社会保険事務所は、給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保

険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年5月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月13日から同年6月9日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に転勤はしたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人（故人）の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「行員臺帳」及び「職歴証明書」により、申立人は、A社に継続して勤務（昭和24年5月13日に同社本店から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、B社では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失・取得届の控え及び厚生年金保険料の控除を確認できる書類は保存されていないが、申立期間の空白は申立人の転勤に伴うものであり、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保

険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成11年7月は26万円、同年8月から同年12月までは34万円、12年1月から同年12月までは36万円、13年1月から同年9月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月1日から13年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成11年7月は26万円、同年8月から同年12月までは34万円、12年1月から同年12月までは36万円、13年1月から同年9月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず確認することができないが、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、そ

の結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月13日から4年11月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。毎月25万円から28万円くらいの報酬を受け取っていたので、調査して申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間における申立人の標準報酬月額は、当初、13万4,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月30日）の後の平成5年3月8日付けで、3年11月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社において申立人のほかに代表取締役及び従業員6人の合計7人についても、同日付けで同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は平成6年3月*日に破産廃止が確定し、同年3月*日にこの旨登記されているが、同謄本の役員欄には申立人の氏名は見当たらず、申立期間及び遡及訂正処理日において、申立人は同社の取締役でなかったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の正社員としてB社に派遣され、番組制作のアシスタントディレクターの業務に従事していた。」旨供述しているところ、同僚の一人は、「申立人は、番組制作のアシスタントディレクターであり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保

険事務所に当初届け出た13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、申立期間における標準報酬月額について「月25万円から28万円くらい」と主張しているところ、A社の元事業主は、「申立期間当時の資料を保管していない。」旨回答しており、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を有している同僚3人及び従業員5人の計8人に照会したところ、回答のあった二人は給与明細書等の資料を保管しておらず、A社における報酬額及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 26 日まで
平成 13 年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C工場に勤務した申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 46 年 8 月 11 日に支給決定されていることが確認できるところ、B社C工場では、「申立人に係る退職当時の当工場で作成した厚生年金保険取得記録簿に、申立人には退職直後に厚生年金保険被保険者証を送付している記録が残っているため、申立人に係る脱退手当金の受給申請手続は行っていない。」と回答していること及びA社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票から、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人のみであることを踏まえると、同社が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の支給決定日に直近するD社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされおらず、未請求となっているが、当該期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、未請求となっているD社に係る厚生年金保険被保険者期間は、支給記録のある申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在すること、また、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理日が昭和 46 年 12 月 23 日であるにもかかわらず、その前の同年 8 月 11 日に、当該脱退手当金の支給決定がなされていることは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月28日から41年2月16日まで
平成22年9月に日本年金機構から脱退手当金の確認通知書が届き、申立期間については脱退手当金が支給済みとの記載があったが、自分には脱退手当金を受け取った記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和42年10月20日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となったA社及び次に厚生年金保険被保険者となったB社に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間を含むそれぞれ23か月の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和63年9月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月15日から同年10月17日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和63年8月31日付けで退職したが、同社からの要請により同年9月中旬には復職しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する申立人に係る従業員原簿から、申立人は、A社に昭和63年9月15日に総務部臨時雇用員として復職し、申立期間も継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、職員の身分が臨時雇用であっても、勤務形態等に正社員と異なる点はなく、社会保険には、全ての従業員を入社と同時に加入させていた旨供述している。

さらに、申立人は、入社時より総務部にて秘書業務を担当しており、昭和63年8月31日付けで結婚のため一旦はA社を退職したものの、同社より後任者が決まらず手伝ってほしい旨の連絡があり復職したと供述しているところ、上記従業員原簿の社内経歴により、復職後も申立期間を含み継続して同部に所属していたことが確認できることから、申立人の業務内容について特段の変更があったとは考えられない。

これらのことから、昭和63年9月15日に復職した後の申立期間及びその後の期間において、申立人の職務内容に変更はなく、雇用形態の違いによる厚生年金保険についての異なる取扱いなどの消極的な事情もうかがえないことなどから判断すると、申立人は、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しているが、オンライン記録の資格取得日（昭和63年10月17日）が健康保険組合の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び健康保険組合の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年10月17日を申立人に係る資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成19年10月1日、資格喪失日が21年1月1日とされ、当該期間のうち、20年12月31日から21年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月31日から21年1月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎となっていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る出勤簿及び賃金台帳により、申立人は、同社に平成20年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②及び③における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成18年12月8日は37万1,000円、19年6月15日は80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年7月1日まで
② 平成18年12月8日
③ 平成19年6月15日

A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、当初育児休業期間であった申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行い、申立期間の記録は訂正されたが、年金の給付に反映されない記録となっている。賃金台帳を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された厚生年金保険育児休業取得者確認通知書及びオンライン記録から、申立人は平成18年7月21日から19年6月30日までの期間は、厚生年金保険料の徴収の免除期間であったことが確認できる。

しかし、B社は、申立人が平成18年8月31日をもって育児休業を終了し、職務に復帰した際に、社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険育児休業取得者終了届を提出していなかったとして、22年2月5日に年金事務所へ18年8月31日をもって育児休業が終了した旨の届出を行い、同年9月1日からは厚生年金保険料の徴収期間となったところ、当該届出を提出した時点で既に2年を経過していたことから保険料の徴収権は消滅しており、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

一方、B社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成18年9月から19年6月までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険育児休業取得者終了届の記載を誤ったとしており、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準賞与額は、上記のとおり、平成22年2月5日に年金事務所へ18年8月31日をもって育児休業が終了した旨の届出を行い、同年9月1日からは厚生年金保険料の徴収期間となったところ、当該届出を提出した時点で既に2年を経過していたことから保険料の徴収権は消滅しており、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づき、年金額の計算の基礎とならない期間とされている。

一方、B社から提出のあった賃金台帳により、申立人は、平成18年12月8日及び19年6月15日において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月8日は37万1,000円、19年6月15日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年12月までの期間及び61年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から59年12月まで
② 昭和61年4月から同年9月まで

私の夫は、申立期間①の国民年金保険料は定期的に納付してくれた。申立期間②の保険料は免除申請をし、平成6年12月に土地を売却した代金で追納してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、年金記録確認申立書において、夫が申立期間の免除申請をし、平成6年12月に土地を売却した代金で申立期間の保険料を追納してくれたと記載し、夫はその旨を主張していたが、その後、申立期間①については定期的に納付していたと思うと主張を変更しており、申立期間当時の保険料の納付時期、納付頻度、納付額等の保険料の納付状況や保険料の免除申請状況についての記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦とも、申立期間に挟まれた昭和60年1月から61年3月までの期間は申請免除期間とされ、平成6年2月3日及び同年12月27日に当該期間の夫婦二人分の保険料を追納していることがオンライン記録及び申立人の夫から提出された平成6年分の確定申告書（控）から確認できるが、その後の申立期間②について申請免除の記録は無く、上記の追納時点では申立期間の保険料は追納も過年度納付もすることができない期間であることなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの期間、37 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、45 年 1 月から同年 3 月までの期間、45 年 9 月から 46 年 3 月までの期間、56 年 1 月から 57 年 3 月までの期間、58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで
③ 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 45 年 9 月から 46 年 3 月まで
⑤ 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで
⑥ 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで
⑦ 平成 2 年 4 月から 4 年 1 月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきて、昭和 56 年頃に、一時保険料を納付しない期間があったが、遡って未納分の保険料を納付した。その後も夫婦一緒に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻の昭和 55 年 12 月までの納付記録が記載されている当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び所轄社会保険事務所（当時）の特殊台帳から、夫婦の保険料の納付状況をみると、36 年 4 月から 55 年 12 月までの夫婦の納付済期間及び未納期間は全て一致し、過年度納付を含め納付日もおおむね一致しており、還付記録も夫婦同様であり、申立期間①、②、③及び④の保険料は一緒に保険料を納付していたとする妻も未納であることが確認できるほか、オンライン記録から、申立期間⑤及び⑥の保険料も夫婦共に未納であることが確認できる。また、申立期間①

については、当該期間直後の 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間の保険料を夫婦とも 38 年 9 月 2 日に納付していることが上記被保険者名簿から確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、妻の被保険者名簿の当該期間部分には「時効」の印が押されていること、申立期間②についても、夫婦の被保険者名簿の当該期間部分に「時効」の印が押されていること、申立期間⑤については、申立人は、当該期間直後の 57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を 59 年 7 月 30 日に納付していることがオンライン記録から確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の妻が申立期間①から⑥までの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間⑦については、上記ほかの申立期間と同様、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、当該期間の保険料は定期的に納付していたと説明しているが、申立人が 60 歳に到達する当時の平成 4 年*月*日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この時点で当該期間の保険料は未納であったと考えられ、また、申立人の妻は、この当時に保険料を遡って納付したことはないとしていることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで
私の母は、私が大学生だったので、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしてくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与しておらず、免除申請手続をしてくれたとする申立人の母親は、加入手続及び免除申請手続をした時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成4年5月頃に払い出されており、申立期間の保険料について遡って免除申請をすることはできないこと、申立期間直後の4年4月から5年3月までの期間は申請免除期間と記録されており、申立期間についても免除申請をしたとすれば、免除申請手続を2回したことになるが、母親は、免除申請手続をしたのは1回のみであると説明していること、申立人は、5年4月以降の保険料を現年度納付しており、6年2月4日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、当該納付書は申立期間のうち時効期間が経過していない4年1月から同年3月までの保険料に係るものと考えられ、当該納付書作成時点で、当該期間の保険料は未納であったと考えられることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月及び同年11月

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、また、申立人は、申立期間直後の平成2年12月に転出の手続をせず他市に移っており、納付書等は実家に送付されていたと考えられるが、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の平成2年10月から11月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったが、4年9月10日に申立期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で申立期間の保険料は未納であったこと、実家所在地の町（現在は、市）を管轄する年金事務所では、当時未納保険料については毎年度納付書を作成していたとしており、母親は平成3年度においても申立期間の保険料に係る過年度納付書を受け取っていたと考えられるが、保険料は納付されていないこと、当時の母親自身の保険料の納付状況を見ると、元年10月から3年2月までは未納期間、同年3月から4年3月までは申請免除期間で、同年4月から保険料納付を再開していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 6 月まで
私は、昭和 52 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月に国民年金の加入手続を行い保険料を納付してきたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 57 年 8 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち 55 年 6 月以前は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで
私の母は、私が 20 歳になった頃、私の国民年金の加入手続きを行い、学生であった期間の国民年金保険料の免除申請をしてくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人の母親は、保険料の免除申請を行った回数及び免除承認通知書の受領に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成8年9月に払い出されており、当該払出時点で免除申請する場合、免除期間は免除申請日の属する月の前月からとされていることから申立期間のうち8年6月及び同年7月は、制度上、保険料の免除申請をすることができない期間であるほか、オンライン記録には過年度納付書が 10 年9月8日に作成された記録があり、その作成日からみて申立期間のうち8年8月以降の保険料に係るものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年5月までの期間、50年6月から54年3月までの期間、56年8月から57年6月までの期間、59年2月から同年7月までの期間及び59年9月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年5月まで
② 昭和50年6月から54年3月まで
③ 昭和56年8月から57年6月まで
④ 昭和59年2月から同年7月まで
⑤ 昭和59年9月から60年2月まで

私の父は、私が20歳の頃に私の国民年金の加入手続きをしてくれ、申立期間①については、父が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が厚生年金保険から国民年金への切替手続きをして父及び私が保険料を納付していた。その後の、申立期間③、④及び⑤については、私が切替手続きをして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び申立期間②の一部の保険料を納付したとする申立人の父親から当時の加入手続き及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年7月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳の所持に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人及びその父親が申立期間の

保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで
私の母は、昭和61年に私の国民年金の加入手続をしてくれ、父は、国民年金保険料を54年4月まで遡って納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち58年12月以前は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録では、61年6月に過年度納付書が作成され、申立期間直後の59年4月から61年3月までの期間の保険料を同年7月に納付していることが確認でき、当該納付書作成時点及び当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人には上記手帳記号番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶が無く、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から58年9月まで

私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が昭和58年10月に厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間のうち、学生であった期間が国民年金に未加入とされ、その後の期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年12月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、父親から年金手帳を渡された記憶が無く、現在所持している年金手帳以外の年金手帳の所持に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 62 年 11 月及び同年 12 月
③ 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母が納付してくれていた。申立期間①及び③が国民年金に未加入で保険料が未納とされており、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①直後の昭和 62 年 11 月 20 日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間②直後の 63 年 1 月 5 日に同資格を喪失し、申立期間③直後の平成 3 年 4 月 1 日に同資格を再取得していることが申立人が所持する年金手帳に記載されており、申立期間当時に申立人が居住していた区が作成した国民年金被保険者名簿索引票でも上記手帳の記載内容と同一の資格得喪記録が確認でき、申立期間①及び③は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対し元年 12 月 5 日に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録から確認できるが、母親はこの時期に保険料を遡って納付したことはないと説明している。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする父親は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧であり、保険料の納付を行っていたとする母親が納付していたとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と相違するほか、申立人の希望により実施した当委員会での口頭意見陳述において、父親が国民年金の加入手続を行った際に区役所でもらったとする小冊子「あなたの国民年金」が提出されたが、その冊子は国民年金の加入及び保険料の納付に関する概要を記載

した普及啓発資料であり、保険料を納付したことを示す資料と認めることはできないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで
私の父親は、私が20歳のときに区役所から通知があり、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親は、加入手続及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成7年11月頃に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった日」欄に、7年10月1日と記載されていることなどから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶も無いなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人の父親が所持する平成5年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄には国民年金保険料支払額が「245,600円」と記載されているが、記載されている保険料はオンライン記録でも納付済みとされている両親二人分の保険料とおおむね一致していることから、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す資料とは言えないものであるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料及び 42 年 7 月から平成 19 年 6 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 42 年 7 月から平成 19 年 6 月までの付加保険料

私の母は、昭和 44 年頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、2 年分の国民年金保険料を遡って納付してくれた。遡って保険料を納付したことで、20 歳からの保険料は付加保険料を含めて全て納付したはずである。申立期間①の定額保険料が未納とされていること、及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 3 月は、第 3 回特例納付の実施期間内であったものの、申立人の母親は 2 年分の保険料を遡って納付したと説明しており、納付したとする金額も第 3 回特例納付を利用して当該期間の保険料を納付した場合の納付額と相違しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、国民年金に加入した昭和 44 年頃に 42 年 7 月以降の付加保険料をあわせて納付していたと説明しているものの、付加保険料は 45 年 10 月に制度化され、同年 9 月以前の付加保険料を納付することはできないほか、オンライン記録及び年度別納付状況リストには、付加保険料の申出等を行っていた記録が無く、申立人が所持する金融機関の普通預金元帳に記録されている 63 年 12 月以降の口座振替額は、当時の定額保険料額と一致しているなど、申立人の母親が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張するものの、申立人から新たな資料の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年8月から61年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和61年10月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、「昭和61年4月1日」と記載されており、申立期間は当時国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であったほか、申立期間は平成11年2月に未加入期間から未納期間に訂正されていることがオンライン記録から確認でき、当該訂正時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年8月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から52年8月まで
② 昭和57年4月から59年3月まで

私は、昭和51年7月に会社を退職してすぐにA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所内の金融機関窓口で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和51年7月に会社を退職してすぐにA市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所内の金融機関窓口で納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和59年6月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持しているのはオレンジ色の表紙の手帳のみであったと思う。」と述べており、申立人に対して当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の申立期間①に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、平成11年3月に追加されていることが確認でき、申立期間①は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していなかった期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①は、当該記録追加時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において保険料を過年度納付することが可能であったものの、申立人は、「保険料を遡って納付したことや、まとめて納付したことはない。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月から 55 年 3 月まで

私は、21 歳の昭和 42 年*月頃に国民年金に加入し、1 年分の国民年金保険料を遡って納付した後、毎月、郵便局で納付書により保険料を納付していた。申立期間のうち、41 年 12 月から 44 年 3 月までの期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、44 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、21 歳の昭和 42 年*月頃に国民年金に加入し、1 年分の国民年金保険料を遡って納付した後、毎月、郵便局で納付書により保険料を納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が 21 歳になった昭和 42 年*月頃ではなく、47 年 1 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、41 年 12 月から 44 年 9 月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が 21 歳のときに遡って納付したとする 1 年分の保険料の納付金額は、当時の 1 年間の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた区においては、申立期間当時の保険料の納付単位は 3 か月であり、昭和 45 年 3 月までは印紙検認方式が採用されており、申立人の主張する保険料の納付方法と相違している。

その上、申立人は申立期間直後の昭和 55 年 4 月から保険料の納付を開始しており、この開始時期から 60 歳までの保険料納付済期間が 320 か月となっていることから、申立人は受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して納付を開始しているもの

と考えられる上、行政機関等において160か月もの長期間にわたり保険料の収納業務に過誤が起こることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの期間、昭和60年9月及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで
② 昭和60年9月
③ 平成元年3月

私は、会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をきちんと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職するたびに厚生年金保険から国民年金への切替手続をして、申立期間①、②及び③の国民年金保険料をきちんと納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和56年10月30日に払い出されていることが確認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②及び③については、申立人の所持する年金手帳には、申立期間②及び③の資格得喪の記載が無く、その上、申立期間③に係る資格得喪記録は、オンライン記録によれば、平成10年4月2日に追加されていることが確認できる。これらのことから、申立期間③は、この記録追加時点より前においては、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。これらのことを踏まえると、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていなかったものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付金額の記憶が曖昧である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から同年8月まで

私の母は、私が昭和 55 年3月に短大を卒業してからすぐに私の国民年金の加入手続を行い、私が就職する直前の 55 年8月までの期間に係る私の国民年金保険料を自分たちの保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が昭和 55 年3月に短大を卒業してからすぐに私の国民年金の加入手続を行い、私が就職する直前の 55 年8月までの期間に係る私の国民年金保険料を自分たちの保険料と一緒に納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が、短大を卒業した後の昭和 55 年4月ではなく、59 年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人及びその母親は、「申立期間当時、年金手帳の交付を受けた記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、加入手続を行った時期及び保険料の納付方法についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

そのほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで
私の父は、私が学生で20歳になった平成2年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職する直前の9年3月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が学生で20歳になった平成2年*月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職する直前の9年3月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成3年10月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「以前にオレンジ色の表紙の年金手帳を1冊所持していたが紛失したと思う。現在所持している年金手帳は、再交付を受けた青色の表紙の手帳のみであり、それ以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立人が現在所持する再交付された青色の表紙の年金手帳には、前述の3年10月頃に払い出された手帳記号番号と同一の記号番号が基礎年金番号として記載されていることから、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったとしていることから、申立期間は、国民年金の任意加入が可能であった期間における未加入期間であることが推認できる上、前述の年金手帳には、国民年金の資格取得日が、平成3年4月1日と記載されている。これらのことから、申立期間は、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から19年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から19年10月まで

私は、会社を開業した昭和55年9月頃に私の妻とともに国民年金に加入し、以後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。妻が、長期間、私の申立期間の保険料を未納にしておくはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社を開業した昭和55年9月頃に私の妻とともに国民年金に加入し、以後は妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。妻が、長期間、私の申立期間の保険料を未納にしておくはずがない。」と主張している。

しかしながら、申立期間は126か月と長期間であり、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間のうち、平成9年5月から60歳になる直前の月である16年*月までの84か月の期間の保険料が未納である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録の事務処理の電算化が促進されたことなどに伴い、申立人夫婦二人分の保険料の納付記録がそろって長期間にわたって漏れたり誤ったりすることは考え難い。その上、申立人は、自身の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立人の申立期間の保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 3 年 10 月までの期間及び 9 年 5 月から 16 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から平成 3 年 10 月まで
② 平成 9 年 5 月から 16 年 4 月まで

私は、私の夫が会社を開業した昭和 55 年 9 月頃に夫とともに国民年金に加入し、以後は私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私は、長期間、申立期間①及び②の保険料を未納にした^{おぼ}えはない。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、私の夫が会社を開業した昭和 55 年 9 月頃に夫とともに国民年金に加入し、以後は私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。私は、長期間、申立期間①及び②の保険料を未納にした^{おぼ}えはない。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金の被保険者資格は、A 区の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 61 年 4 月に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への種別変更手続きが行われていることが確認でき、また、オンライン記録によれば、当該 3 号被保険者となった 61 年 4 月から厚生年金保険の被保険者となる直前の平成 3 年 10 月までの期間の記録は、平成 19 年 5 月 15 日に取り消され、本来の第 1 号被保険者の期間に訂正されたことが確認できる。このため、申立期間①は、当該記録の訂正の時点においては、納付書が発行されることはなく保険料を納付することはできない上、当該期間は、記録訂正の時点においては、時効により遡って保険料を納付することができない期間である。

申立期間②については、84 か月と長期間であり、申立人の夫も当該期間の自身の保険料が未納である上、当該期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、

年金記録の事務処理の電算化が促進されことなどに伴い、申立人夫婦二人分の保険料の納付記録がそろって長期間にわたって漏れたり誤ったりすることは考え難い。

また、申立人は、申立期間②直前の平成9年4月時点で、当時把握されていなかったと推認される婚姻前の厚生年金保険の加入期間を除き、19年5月に取り消されるまで3号被保険者期間とされていた申立期間①を含めた国民年金受給資格期間の300か月を満たしていたことがオンライン記録で確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から、当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、申立期間の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 56 年 12 月まで
私は、昭和 47 年頃に A 区役所の本庁舎又は出張所で国民年金の加入を勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料はきちんと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 47 年頃に A 区役所の本庁舎又は出張所で国民年金の加入を勧められ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料はきちんと納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿には、昭和 47 年 8 月 2 日に国民年金の資格を喪失した旨の記載があり、その上、申立人が所持している 47 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳においても同様に 47 年 8 月 2 日資格喪失の旨の記載が確認できる。また、当該手帳には、「国民年金手帳返付について」の通知書が挟まれ、その通知書には、「このことについての、あなたの国民年金喪失届・喪失申出書を受理し、手続が終わりましたので、国民年金手帳をお返しいたします。」と記載されている。これらのことから、申立人は、47 年 8 月 2 日に国民年金の被保険者の資格を喪失していることが推認できる。なお、申立人は、昭和 47 年頃に A 区役所の本庁舎又は出張所で加入手続をしたとしているが、具体的な加入時期の記憶は曖昧である。

さらに、申立人に係る昭和 59 年 10 月現在の年度別納付状況リストによれば、申立人の国民年金保険料は、申立期間において未納となっていることが確認でき、納付記録はオンラインの記録とも一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年7月までの期間及び昭和62年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年7月まで
② 昭和62年5月から同年9月まで

私の父は、私が昭和62年に退職した後に、私の国民年金の加入手続を行い、60年4月まで遡って国民年金保険料を納付するとともに、その後も保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期、遡って納付した保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び申立期間②のうち昭和62年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②直後の62年10月から平成元年3月までの保険料を2年1月31日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年1月から51年9月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和53年5月頃に払い出されており、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した53年5月21日に国民年金被保険者資格を取得しているほか、申立期間のうち51年3月までは申立人は学生であり、当該期間は20歳以上の学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、母親から年金手帳を受け取ったり、所持したりした記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、会社を退職した後、平成2年6月に区出張所で国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年6月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は国民年金手帳の申立期間に係る「被保険者となった日」及び「被保険者でなくなった日」の記載は申立期間の保険料が納付されていたことを示すものであると主張しているが、当該記載は、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間を示すものであり、実際に国民年金の加入手続をした時点、保険料の納付を行った期間を示すものではないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から63年9月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが自身で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を遡^{おぼ}って納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期、遡^{おぼ}って納付したとする保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年10月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち昭和54年8月から63年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間直後の63年10月から平成2年3月までの期間の保険料は3年1月に、その後の2年4月から同年10月までの期間の保険料は2年11月にそれぞれ遡^{おぼ}って納付されていることがオンライン記録で確認できるが、いずれの納付時点でも、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、国民年金に加入した際に受け取ったとする年金手帳を1冊所持しているが、別の年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 52 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 1 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付し、その後は年払いで保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した時期を数回変更するなど加入した時期の記憶が明確でなく、保険料の納付金額等の記憶も曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年2月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能な53年1月から54年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できること、上記手帳記号番号の払出時点は、第3回特例納付実施時期であるが、申立人は、婚姻後の59年9月以降にまとめて保険料を納付したことは記憶しているが特例納付実施時期当時に保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人は、現在所持する上記払出時に交付された年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から 56 年 1 月までの期間及び 58 年 6 月から 59 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 1 月まで
② 昭和 58 年 6 月から 59 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、加入当初は、私の母が納付してくれていた。途中から自分で納めるようになり、申立期間①及び②の保険料は、納付書により、区役所において国民健康保険料と一緒に自分で納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の①及び②の国民年金保険料は、納付書により区役所において国民健康保険料と一緒に自分で納めていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間①の期間中の昭和 55 年 11 月に A 区への住所の変更が記録されているものの、申立人の所持する国民年金手帳には、上述の同年 11 月の変更後における同区の住所が記載されていない。また、59 年に作成された年度別納付状況リストにおいても、申立人の変更前の B 区の住所が記録され、備考欄には「不在」と記載されていることが確認できる。さらに、オンライン記録によれば、申立人の「不在判明年月」は、平成 3 年 11 月と記録され、同年 11 月 15 日に C 区への住所の変更が記録されていることが確認でき、戸籍の附票においても同日に同区への住所の変更が行われていることが確認できる。これらのことから、申立人について昭和 55 年 11 月の転居時に国民年金に関しては A 区への住所の変更が行われなかったものと推認され、同月以後、申立人に対し納付書は送付されず、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付を行うことができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に係る保険料の納付時期、納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年9月から13年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月から13年7月まで

私は、結婚したときは国民年金に加入していなかったが、その後夫婦で話し合い、平成11年9月に国民年金の加入手続を行い、毎月、自宅近くの金融機関又は郵便局で国民年金保険料を納付した。また、所持する年金手帳の交付年月日が、同年9月7日と記載されているので、申立期間の保険料を納付するつもりでその日に国民年金の加入手続を行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期及び国民年金保険料の納付について、「所持する年金手帳の交付年月日が、平成11年9月7日と記載されているので、申立期間の保険料を納付するつもりでその日に国民年金の加入手続を行ったはずである。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人に係る被保険者区分の欄に「手帳送付者」と記載されており、当該記載は、国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対して、職権により国民年金の被保険者として適用を行い、年金手帳を送付した場合に表示されることから、申立人が平成11年9月に自ら国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼度は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちたとは考え難い。

なお、オンライン記録によれば、申立人に対して平成4年3月頃に国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人は、「結婚前のことは別のことだと思っていた。」と述べており、当該手帳記号番号によって保険料を納付したとは考

え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。その上、申立人が保険料を納付したとする金融機関及び郵便局に対して照会を行ったが、金融機関及び郵便局は、「申立期間に係る保険料の納付状況を確認できる関連資料等について、保存期間が経過しているため、確認することができない。」とそれぞれ回答しており、申立人の申立期間当時の保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月

私は、平成元年7月に会社を辞めた後、私の母と一緒に区役所に行って、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、送られて来た納付書により金融機関か郵便局のどちらかで私が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、平成元年7月に会社を辞めた後、区役所に行って、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、送られて来た納付書により金融機関か郵便局のどちらかで私が納付した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された平成9年1月1日に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号付番前に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金の資格得喪記録は、平成11年12月22日に追加され、申立期間は保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。さらに、申立人の所持する年金手帳には、申立期間は国民年金の被保険者期間として記載されていないことが確認できる。これらのことから、申立期間は、前述の資格記録が追加整備された時点より前の期間においては、申立人は国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの期間及び12年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から同年6月まで
② 平成12年6月から同年9月まで

私は、父から私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父から私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたと聞いている。」と主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②に係る保険料の納付に関与しておらず、自身が保険料の納付を始めた時期についての記憶が曖昧であり、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親も、申立人の保険料を納付した期間の記憶が曖昧である。また、父親は、「申立人の保険料の納付は妻が行っていた。妻から息子の保険料をまとめて納付したと聞いているが、納付した時期、納付した期間及び理由は聞いていない。」と述べており、申立人の保険料を納付していたとする母から当時の状況を聴取することができないため、申立期間①及び②の保険料の納付状況について確認することができない。その上、申立期間①及び②は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼度は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちたとは考え難い。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、平成7年4月頃に払い出されていることが推認でき、保険料の現年度納付が可能であるものの、申立期間①直後の10年7月の保険料は、オンライン記録によると、時効期限直前の12年8月に過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、

申立期間①は、当該保険料が納付された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人の父親が申立人と同様に保険料を納付していたとする申立人の妹についても、オンライン記録によると、申立期間①を含む10年4月から11年3月までの期間の保険料が未納とされていることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から51年3月まで

私は、国民年金に加入した月は憶えていないが昭和51年頃、勤務先の上司に勧められて、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、市役所の窓口職員から、「過去の未納分を遡^{おぼ}って納めるように。」と言われ、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年頃に居住していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、市役所の窓口職員から、『過去の未納分を遡って納めるように。』と言われ、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付した。」と主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、51年9月頃に払い出されたものと推認される。

しかしながら、前述のとおり、申立人の手帳記号番号は、申立期間より後に払い出されたものと推認されることから、申立期間のうち、46年4月から49年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、現在、国民年金の記号番号が記載されている年金手帳1冊と厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳1冊を所持しているが、「この2冊の年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和51年頃は特例納付の実施期間ではないため、5年間にわたる申立期間の保険料は、遡って一括納付することはできない。その上、申立人が会社の上司の妻に依頼して納付したとする申立期間に係る保険

料の金額は、申立期間の全ての期間の保険料の合計金額とおおむね一致するものの、手帳記号番号の払出しの時点で、過年度納付することが可能であった申立期間のうちの49年7月から51年3月までの期間の保険料及び現年度納付することが可能であった同年4月から同年9月までの期間の保険料の合計金額と相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年3月まで

私は、A区に引っ越した昭和47年の7月か8月に、国民年金の加入手続を行った。その際、20歳からの未納分の国民年金保険料を遡って納めることができると説明されたため、保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A区に引っ越した昭和47年の7月か8月に、国民年金の加入手続を行った。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳払出一覧表及びオンライン記録によれば、申立期間より後の昭和50年12月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時に申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、戸籍の附票によれば、申立人のA区における住民登録は、49年1月と記載されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、「加入手続の際に、20歳からの未納分を遡って納めることができると説明されたため、保険料をまとめて納付した。」と述べており、前述の手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和50年12月は、第2回特例納付の実施期間内であることから、遡って申立期間の保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、遡って納付したとする保険料額の記憶が曖昧である。さらに、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、第2回特例納付及び過年度納付のいずれの方法でも保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から49年3月まで

私は、昭和48年の7月又は8月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、49年までの不足分の国民年金保険料を一括納付すれば、将来満額の年金を受給できると言われたため、妻の分と合わせて12万円又は20万円の保険料を一括納付した。また、54年と55年に不足分38か月の保険料を特例納付で納付するように通知があったが、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、不足分は無いという回答を受けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年の7月又は8月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、49年までの不足分の国民年金保険料を、妻の分と合わせて12万円又は20万円、一括して納付した。」と述べている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の妻と連番で49年11月頃に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点は、第2回特例納付の実施期間中であることから申立期間の保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、昭和59年5月に作成された年度別納付状況リストによれば、申立人の欄の受給サイン（受給の有無を示すもの）は、「10」（強制加入被保険者で受給資格無し）、不足月数は、「38」と記載されていることから、申立期間の保険料は、当該納付状況リストが作成された59年5月の時点においては、未納であったものと推認できる。

さらに、特例納付を行った場合などに保管することとされている国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）については、申立人の妻の特殊台帳は保管されているものの、申立人に係る特殊台帳は保管されていない。また、申立人の妻の特殊台帳には、申立期間のうち、昭和40年5月から49年3月までの期間の保険料を第2回特例納付及

び過年度納付によって納付されていることが確認でき、これは、申立人の妻に係る年金の受給資格期間を満たすために第2回特例納付による保険料の納付を行ったものと考えられる。なお、申立人の妻の40年5月から49年3月までの期間に係る特例納付分及び過年度納付分並びに申立人及びその妻の49年4月から同年12月までの期間に係る現年度納付分のそれぞれの保険料額の合計金額は、申立人が記憶している保険料の納付金額の一方の12万円とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月から同年 3 月まで

私は、会社を退社し、しばらくたった平成 13 年 4 月頃に国民年金の再加入手続を区役所で行い、13 年度分の国民年金保険料を前納すると同時に、申立期間の保険料も区役所、郵便局又はコンビニエンスストアのいずれかで納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年度分の国民年金保険料を前納したのと同時に、申立期間の保険料も区役所、郵便局又はコンビニエンスストアのいずれかで納付したと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人が保険料を納付したとしている区役所及び郵便局においては、申立期間当時、保険料の納付が可能であったが、同区役所及び郵便局は、「申立期間及び平成 13 年度前納分の保険料の納付状況を確認できる関連資料等について、保存期限が経過しているため関連資料等は残っていない。」と回答していることから、申立期間当時の保険料の納付状況を確認することができない。また、コンビニエンスストアにおいては、制度上、16 年 2 月より前に発行された納付書では保険料を収納することができない。

さらに、申立期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の記録が抜け落ちたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の父は、私が20歳になった平成3年*月に私の国民年金の加入手続を行い、学生だった私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった平成3年*月に私の国民年金の加入手続を行い、学生だった私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成8年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載されているオレンジ色の表紙の年金手帳及び9年1月に当該手帳記号番号を基に付番された基礎年金番号が記載されている青色の表紙の年金手帳を所持しているが、これ以外に年金手帳を所持していた記憶が曖昧であることなどから、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。その上、オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の被保険者資格は8年5月28日に追加されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間は、当該資格の追加時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする申立人の父親は、保険料の納付場所、納付金額等の記憶が曖昧である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等) は無い。

このほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年9月までの期間、同年11月、同年12月、6年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月、7年2月、同年3月、同年7月から同年11月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び同年5月から14年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年9月まで
② 平成5年11月及び同年12月
③ 平成6年2月から同年4月まで
④ 平成6年6月から同年8月まで
⑤ 平成6年10月
⑥ 平成6年12月
⑦ 平成7年2月及び同年3月
⑧ 平成7年7月から同年11月まで
⑨ 平成9年4月から10年3月まで
⑩ 平成10年5月から14年2月まで

私たち夫婦は、同じ事業所に勤務していたときに結婚し、退職した後に国民年金の加入手続を行い、主に夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間のうち、特に夫婦の納付期間が異なっている記録に疑問がある上、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、申立人夫婦がそれぞれの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は主に申立人の夫が保険料を納付していたと説明するが、夫は申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、一緒に保険料を納付していたとする夫も上記の期間に係る自身の保険料が未納

である上、オンライン記録によると、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑧及び⑩については、各期間の直後の保険料が時効成立直前に過年度納付されていることが確認でき、それぞれの過年度納付時点では、直前の各期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間②及び申立期間③の間の平成6年1月分の保険料は、5年11月分の保険料が8年2月に納付されたものの、時効期間を経過した後の納付であったため、同年3月8日の決議により5年11月分の保険料が充当されたものであることから、充当時点まで6年1月分の保険料は未納であったと考えられることなど、申立人夫婦が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から 58 年 10 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 2 月から 58 年 10 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、退職後の昭和 56 年 2 月から勤務した個人経営の事業所が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、市役所で国民年金の加入手続を行い、3 か月ごとに市役所で国民年金保険料を納付していた。また、次に勤務した会社を 60 年 4 月に退職した後も国民年金の加入手続を行った。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間②当初に転出した市において、申立期間②より後の昭和 61 年 12 月に払い出されており、オンライン記録によると、同年 4 月 1 日の第 3 号被保険者の資格取得に係る処理が同年 12 月 1 日に行われていることが確認できるほか、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が申立期間②直後の同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から9年3月まで

私は、20歳になった平成8年*月に、役所から国民年金の案内が送付されて来たので、書類を郵送して国民年金の加入手続を行うとともに、学生で収入が無かったため、国民年金保険料の免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、役所から送付されて来た国民年金の加入届に、申立期間の保険料の免除を希望する旨を記入して返送したと説明するが、免除申請書等の書類を提出し、免除申請承認通知書を受け取った記憶は無いと説明している。

また、保険料を免除された期間については納付書が発行されないが、オンライン記録によると、申立人に対しては申立期間後の平成11年3月5日に納付書が作成されており、申立期間後は厚生年金保険の加入期間であるため、当該納付書は申立期間のうち9年2月及び同年3月の保険料に係る過年度納付書と考えられることから、行政側では、当該2か月間を申請免除期間として取り扱っていなかったものと考えられるほか、申立人は、加入手続を行った約1年後に送付された納付書を含めて、納付書を合計3回受取ったと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になったことから、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続を行った時期、手続場所、保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時、申立人は学生であり、学生は申立期間直後の平成 3 年 4 月 1 日から国民年金に強制加入することとなったものの、申立期間は任意加入適用期間であったことから、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、申立期間中に任意加入手続を行う必要があったが、申立人が任意加入手続を行った記録は見当たらず、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 7 月まで

私の夫は、婚姻後の平成 3 年 4 月に転居した区で私の国民年金の第 3 号被保険者の資格取得手続きを行ってくれた。その後、私の国民年金保険料に未納期間があり、一部は時効で納付することができなくなっている旨の通知が来たので、夫が送付されてきた納付書により未納期間の保険料を社会保険事務所（当時）で一括納付してくれた。申立期間のうちの数か月の保険料は時効により納付できなかったかもしれないが、私と夫の記憶では、未納期間は 1 年未満であり、現在の未納期間と相違する。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付してくれたとする夫及び申立人は、保険料の納付期間に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の一部を含む平成元年 6 月から 3 年 3 月までの保険料に係る 3 枚綴りの納付書・領収証書、領収済通知書及び領収控を所持しており、夫は当該納付書等により社会保険事務所で申立期間の保険料を一括納付したと説明するが、当該領収証書等は領収印が押されておらず未使用であるほか、申立期間当時、社会保険事務所の窓口では、当該納付書等により保険料を収納することはできず、別に現金領収証書を作成して保険料を収納することになるが、夫は保険料を窓口で納付した際の状況に関する記憶が曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成元年 8 月から 2 年 3 月までの保険料は 3 年 10 月に、2 年 4 月から 3 年 3 月までの保険料は 4 年 4 月にそれぞれ過年度納付されていることは確認できるものの、申立期間直後の保険料が過年度納付された 3 年 10 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、夫

が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 45 年 3 月まで
私は、昭和 38 年 8 月に入社した会社が厚生年金保険適用事業所でなかったため、同年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、47 年度に会社が事業団に徴収委託をして給与から国民年金保険料を天引きするようになるまでは自身で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 46 年 3 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が申立期間当時居住していた区で納付書方式の保険料納付が開始されたのは 45 年 4 月であり、申立期間当時の保険料の納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認方式で保険料を納付した記憶は無いこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から54年3月まで
私の母は、私が20歳になった頃に国民年金の加入手続きを行い、私と両親の三人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、保険料の納付方法、保険料額等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年6月4日に払い出されており、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能であった54年4月まで遡って保険料を納付しているが、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人及びその母親は、申立人が現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から59年3月まで

私は、昭和56年に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和59年6月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち57年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができないこと、57年4月以降の期間は保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から11年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から11年5月まで

私は、平成10年に転居後まもなく、母に勧められて市役所で国民年金の加入手続きを行い、海外に出国するまで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、市役所の窓口かコンビニエンスストアで納付していたと説明しているが、申立期間当時コンビニエンスストアでは保険料の収納を取り扱っていなかったこと、申立人の基礎年金番号は平成11年5月に付番されており、当該付番時点で申立期間のうち10年7月から11年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと説明していること、当時市役所の窓口では過年度保険料の収納を取り扱っていなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月及び同年 9 月
私は、昭和 47 年 10 月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 47 年 10 月頃に区の支所で国民年金の加入手続を行い、その際に発行された手書きの納付書で申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳は 49 年 4 月 17 日に発行されており、申立人は、48 年 12 月 21 日に国民年金被保険者資格を取得していることが申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間当時に旧姓の国民年金手帳を見た記憶があると説明しているが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳は昭和 49 年 4 月に発行されており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11425 (事案 9584 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、同年4月から49年12月までの保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、上京前の昭和49年12月まで国民年金保険料を納付してくれ、結婚後に夫が私の母の納付を知らずに48年4月から二重に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、2回払い出されており、最初の手帳記号番号は、昭和35年12月20日に母親と連番で払い出されているが、申立人は、36年4月1日に被保険者資格を喪失しており、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできず、当該手帳記号番号による納付の記録は無いこと、2回目の手帳記号番号は、申立期間後の50年3月に払い出され、48年4月以降の保険料を過年度納付していること、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取っていないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立期間のうち48年4月以降の期間の保険料は、重複納付されていないと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年1月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、母親から申立期間の保険料を納付していたと聞いたことを思い出したと主張するが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認め

られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料について、重複納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11426 (事案 9896 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 41 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳の頃に、国民年金の加入勧奨通知が来たので、加入手続きをしてくれ、その後も国民年金保険料を自宅に来る集金人に納付してくれていた。また、当時、家業の工場と一緒に住込みで働いていた同僚は、在職中、保険料は私の父に納付してもらっていたと説明している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、「申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和41年7月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち39年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の同年4月から41年3月までの期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は父親から遡って保険料を納付したとは聞いていないと説明しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づき平成23年2月9日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人からは新たな事情として、申立期間当時、家業の工場で申立人と一緒に住込みで働いていたとする同僚（在職期間：昭和 31 年 3 月～39 年 11 月）の証言及び同僚の所持する年金手帳等の提出があった。

しかしながら同僚は、在職中の国民年金保険料は申立人の父親に納めてもらっていたと説明しており、同僚の所持する年金手帳の検認記録欄及び領収証書から、昭和 38 年 12 月までの保険料は工場のあった区で納付されているものの、39 年 1 月以降の保険料

は退職後に、転居先の区で39年12月に納付されたことが確認できるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の同僚の証言は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から52年2月まで

私は、最初の会社を昭和43年12月末に退職した後、44年1月から同年11月に結婚するまでの間に、母から将来に備えて国民年金に加入し、国民年金保険料をきちんと納付するように言われて区役所で国民年金の加入手続を行った。以後は、60歳に達するまで未納の無いように保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、国民年金手帳の受領、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年3月24日に任意加入することにより払い出されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該払出以前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から平成 7 年 5 月までの期間、8 年 6 月、同年 11 月、同年 12 月、11 年 2 月及び 12 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から平成 7 年 5 月まで
② 平成 8 年 6 月
③ 平成 8 年 11 月及び同年 12 月
④ 平成 11 年 2 月
⑤ 平成 12 年 3 月

私は、昭和 60 年 9 月ごろ、入籍の手続をするために夫と区役所の出張所に出かけた際、国民年金に未加入だったので、窓口の担当者から説明を受け加入手続をした。国民年金保険料は 2 年間遡って納付できると聞き、当時は夫も未納だったので、夫婦 2 人分の保険料を当初は現年度分と過年度分をそれぞれ 1 か月分ずつ毎月近くの郵便局か金融機関で納付し、その後は定期的に保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、昭和 60 年 9 月頃に国民年金の加入手続をし、オレンジ色の国民年金の年金手帳を所持していたと説明しているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、年金手帳の受取時期及び受取場所の記憶が曖昧であり、加入した当時に納付した保険料の記憶も曖昧である。

申立期間①については、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 6 月 26 日に付番されていることが申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、当該付番時点で 7 年 4 月以前の保険料は時効により納付することはできないほか、当該期間直後の平成 7 年 6 月の保険料は 9 年 7 月 24 日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人

が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、当該期間の保険料は、時効成立後の納付であったとして、平成10年8月28日に充当決議され、当該期間直後の8年7月分の保険料に充当されていること、8年7月分の保険料は、重複納付であったとして10年9月14日に充当決議され8年8月分の保険料に充当されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見られない。

申立期間③、④及び⑤については、申立人はこれらの期間の保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であり、申立人は夫婦二人分の保険料を同時に納付していたと説明しているが、平成12年4月分以前の保険料の納付時期は別々であることがオンライン記録で確認できること、申立期間③直後の9年1月分の保険料が納付された11年2月時点では申立期間③が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間⑤の保険料にかかると見られる過年度納付書が14年2月に発行されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人はこの当時に遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月

私は、昭和 53 年 7 月に母と区役所支所を訪れ、国民年金の加入手続を行った際、窓口職員に 20 歳から加入する方が得だと言われ、申立期間を含む 51 年*月から 53 年 9 月までの国民年金保険料を母に一括で納付してもらった。その際、窓口職員から、51 年 4 月から 53 年 3 月までの領収証書の住所の下の注意書きのところに記載された「2,230」の金額は、申立期間の保険料額であり、それを納付したことを示すものであると言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳は、昭和 53 年 5 月頃に払い出され、申立期間直後の 51 年 4 月から 53 年 3 月までの保険料は過年度納付されているが、当該払出時点及び申立人が申立期間の保険料を納付したとする 53 年 7 月時点では、申立期間の保険料は、当時実施されていた第 3 回特例納付により納付することは可能であるが、申立人は、特例納付という言葉聞いたことはないと説明している。

また、申立人は領収証書に記載された「2,230」の金額は、申立期間の保険料額であると窓口職員から言われたと説明しているが、申立期間当時の月額保険料額 1,400 円と相違しているほか、第 3 回特例納付の月額保険料額 4,000 円とも大きく相違している。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和 51 年*月から 53 年 9 月までの保険料を一括して区役所支所で納付したと説明しているが、申立人が所持する領収証書の領収印から、申立期間直後の 51 年 4 月から 53 年 9 月までの保険料は、申立人の居住区外の郵便局で納付していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私は、母から私が 20 歳になった昭和 62 年*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたという話を聞いた憶え^{おぼ}がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと説明しているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付はしていないと説明している。

また、申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされており、申立人は当時大学生であり、学生が任意加入適用とされていた時期の未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の基礎年金番号は平成 9 年 1 月 1 日に厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、母親から年金手帳を受け取った憶え^{おぼ}はないと説明しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年9月まで
私は、昭和49年12月に会社を退職する際、人事課の職員に退職後は国民年金に加入するよう勧められたので、加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額、納付頻度及び納付回数等についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和61年1月に任意加入手続を行って初めて国民年金の被保険者資格を取得し、手帳記号番号が払い出されたことがオンライン記録及び申立人の所持する年金手帳で確認でき、申立期間は未加入期間とされていることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持したことがないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 62 年 12 月まで
私は、20 歳になったときに国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 2 年 3 月に払い出され、この払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は保険料を遡って納付したことは憶^{おぼ}えていないと説明しているほか、申立人は払出時に交付されたとみられる年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年6月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成3年6月から4年3月まで

私は、学生が国民年金の強制加入適用となった平成3年4月以降に国民年金保険料の納付書が自宅に届いたので、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期、場所及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成5年3月頃に払い出されているが、申立人は保険料を1年以上遡って納付したことはないと説明している。

また、申立期間①と②に挟まれた平成3年5月の保険料は納付済みと記録されているが、これについては、5年3月分として納付された保険料が重複納付されていたことが確認されたため、3年5月分に充当処理されたものであり、当該期間当時は未納であったなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から46年1月まで
② 昭和46年2月から48年1月まで
③ 昭和48年2月

私は、申立期間の国民年金保険料を、当初は集金人に、その後は市役所出張所又は自宅近くの郵便局で納付していた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を当初は集金人に、その後は市役所出張所又は自宅近くの郵便局で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市では郵便局での保険料の収納を行っておらず、申立人は申立期間のうち昭和46年8月まで実施されていた印紙検認に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和56年4月に払い出され、この払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は49年11月以降に全国的に発行されたオレンジ色の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶も無いほか、申立人が46年2月に会社に勤務する前から保険料を納付していることを強く主張していたため、当委員会において44年3月5日から46年2月1日までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に係る手帳記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月から54年3月まで
私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとし、母親は加入手続の時期及び保険料の納付方法以外に憶^{おぼ}えていることはないと説明しており、母親から聴取することが困難であるため、加入手続及び保険料の納付の具体的状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年3月頃の時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている兄も申立期間の保険料が未納であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18446 (事案 1112 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から39年3月16日まで

A社又はB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立てを行った事業所はA社又はB社であり、同委員会からの通知ではB社について触れられておらず、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、同社に係る商業登記の記録も確認することができず、また、事業主及び従業員について該当者を特定することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、平成20年12月25日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社又はB社のどちらかに勤務していたので申立てを行ったが、上記通知では、B社について触れられていないので、判断に納得できないとして再度申立てを行っている。

そこで、再度調査を行ったところ、申立人が勤務していたとするB社について、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、所在地を管轄する法務局に同社の商業登記の記録を確認することもできない。

また、申立人が記憶している事業主について、オンライン記録から該当者を特定することができない上、同僚等にも照会することができず、ほかの所在地にあるC社、D社等の類似する事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に当該事業主の氏名を確認

することもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から32年8月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社集談会々報（昭和31年6月及び32年2月発行）によると、同会報の目次に申立人の氏名が確認できることから、申立人が、申立期間の一部期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及びB大学C学部から提出のあった履歴書によると、申立人は、昭和28年4月1日から32年3月31日まで同大学大学院に在籍し、同年4月1日から同年8月1日までは同大学C学部D教室において研究に従事していたことが確認できるが、当該履歴書にはA社に関する発令事項が記載されていないことから、申立人の雇用形態について確認することができない。

また、A社は、昭和56年以前の人事記録等関係書類を保存していないことから、申立人の雇用形態及び厚生年金保険の加入については不明としているが、当時は、研修生など厚生年金保険に加入させていない場合があり、大学院生についても加入させていない場合もあった旨回答している。

さらに、申立人が記憶している上司について、A社から提出のあった80年史によると昭和27年から同社に勤務していた旨の記載があることが確認できるが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は46年2月1日となっている。

加えて、申立人が記憶している同僚二人について、A社に係る事業所別被保険者名簿に氏名を確認することができず、別の従業員は、昭和29年から勤務しているが、自身の厚生年金保険の加入記録は32年8月1日からである旨供述していることから、同社では、必ずしも勤務していた全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる扱いでは

なかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月から 7 年 9 月まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際には 53 万円であったにもかかわらず 15 万円となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 4 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 10 月 31 日）の後の 9 年 5 月 8 日付けで、15 万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、A社における社会保険の届出事務は自身が行っており、社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所（当時）の担当者から、払えない場合は報酬月額を下げて納付に充てると言われ、分かりましたと言った旨供述していることから、同社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 9 日から同年 3 月 30 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した在職証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が発行した在職証明書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、厚生年金保険料の控除等について、関係資料が保存期間経過のため保存されておらず、不明と回答している。

また、A社が加入するB厚生年金基金及びB健康保険組合C支部は、申立人の加入記録は無い旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、D社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成元年 4 月 1 日からE社において被保険者資格を取得する 4 年 3 月 18 日までの間、夫の被扶養者で国民年金の第 3 号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から44年2月6日まで
② 昭和44年9月2日から46年1月22日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、自分が脱退手当金を受給していることを知った。私は、当時より脱退手当金制度を知っていて、受給したら厚生年金を受け取れないと聞いていたため、請求も受給もしていないので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和46年1月22日の前後の各5年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金受給資格を有する7名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4名については、資格喪失日から2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の上記被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和46年3月2日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月9日から42年2月14日まで
② 昭和42年6月3日から同年8月1日まで

年金の受給手続に行ったときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年11月8日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前に勤務したA社の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、当該A社の被保険者期間が2か月間と短期間であることを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から36年8月1日まで
59歳のときに、年金記録を調べたところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知り、社会保険事務所（当時）に何度か相談に行っていたが、支給記録は訂正してもらえなかった。
今回、日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが来たので、申し立てた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年8月1日の前後の各4年以内に資格喪失した者であって、同社において2年以上の被保険者期間を有する6名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち4名については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の上記厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年11月8日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から40年3月13日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、自分に脱退手当金の支給記録が有ることを知った。
しかし、脱退手当金は、受け取っていないので、その支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したA社在職中の昭和39年11月*日に婚姻し、改姓しているところ、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の欄において、申立人の氏名は、申立人に対する脱退手当金が支給決定された44年7月22日に近接する同年5月9日付けで、旧姓から新姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。自分と同じ日に入社し、退職まで一緒に働いた夫には加入記録に欠落は無く、自分も退職まで継続して厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の子から提出された同社の給料内訳明細書により、申立人には申立期間のうちの4か月（昭和38年2月、同年3月、同年12月及び39年12月）について給与等が支払われていることから、申立期間の一部期間の勤務が推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したところ、回答があった9人のうち8人は申立人を記憶しているものの、そのうちの一人は、申立人には小さい子供がいて、お手伝い程度の働き方だった旨供述し、別の一人は、工場と一緒に働いた記憶が無い旨回答している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

さらに、申立人に給与等が支払われた上記4か月の給料内訳明細書の社会保険料控除額欄には申立人の給与等から厚生年金保険料を控除した記載が無い上、当該4か月以外の月の同明細書には申立人の氏名が無いことから、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

加えて、給料内訳明細書により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和37年6月以降、申立人の夫の扶養親族数が、一人から二人に増えていることが確認できる。この扶養親族は、戸籍謄本から申立人と子供であるとみられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与等から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 12 日から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 45 年 6 月から 46 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社ではトラックの運転手として勤務していたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険の被保険者となっている従業員のうち連絡先の判明した二人に照会したところ、回答があった一人は、申立人のことを記憶していなかった。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたので、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 9 月 13 日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、雇用保険の記録から、申立人はB社以外の事業所において昭和 45 年 6 月 17 日から 53 年 3 月 15 日までの期間、雇用保険に加入していることが確認でき、申立期間②における同社での申立人の勤務について確認することができない。

さらに、B社の元事業主は、申立人のことは覚えていない旨供述している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している従業員のうち

連絡先の判明した3人に照会したところ、回答があった一人は、申立人のことを記憶していなかった。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 3 月 31 日まで
A国にあったB社（現在は、C社）D出張所でタイピストとして勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社はE県に本店があると思うので、調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A国にあったB社D出張所に勤務していた期間のうち、女性が厚生年金保険に加入できる昭和 19 年 10 月から退職した 20 年 3 月 31 日までの期間を申し立てている。

しかし、「外地ニ勤務スル者ノ取扱ニ関スル件（昭和 19 年 7 月 4 日保発第 410 号厚生省保険局長から庁府県長官宛通知）」により、戦前戦中の厚生年金保険法の適用範囲は、内地に限って適用されていたものであるため、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社D出張所は、厚生年金保険法が適用されないことが確認できる。

また、申立人は、B社D出張所における申立期間当時の上司 2 名及び同僚 1 名を記憶しているが、上司 2 名は既に死亡しており、同僚は昭和 19 年 2 月に召集されたため、同出張所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記 3 名のうち、オンライン記録が確認できた 2 名は、申立期間に厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

加えて、C社は、「当社は、数度の合併を経ているため、B社D出張所に関する資料、申立人の履歴書及び人事台帳等の資料は保管しておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していることから、同社における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月25日から25年3月25日まで

A社B工場で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、勤務状況や厚生年金保険の加入状況が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。今回、新たに、帰郷した際に病気にかかり、一時同工場を休職したあと申立期間に復職したこと及び同社の関係者を思い出して、記憶が正確によみがえったものを整理し申立期間を変更するので、再度調査して申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和23年6月から25年2月まで)に係る申立てについては、A社は、当時の従業員に関する資料を保有していないため、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないこと、また、申立人が記憶していた申立期間当時の上司や同僚等4名のうち、3名は既に死亡しており、これらの者から申立人の勤務の状況等について確認することができず、さらに、残る1名は、申立人のことを記憶していたものの、申立期間に申立人が同社に勤務していたか否かについて明確な記憶が無いこと等から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年5月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は新たな情報として、帰郷した際に病気にかかり、一時同工場を休職したあと申立期間に復職したこと及び同社の関係者を思い出して、記憶が正確によみがえったものを整理し申立期間を変更するので、再度調査してほしいとしている。

このため、当委員会はA社における申立期間当時の労務担当者に確認したところ、「郷里に帰った際に病気をして会社に1週間も戻らなかった申立人のような場合は、退

職した取扱いとし、復職という取扱いは無かった。」旨供述している。

また、A社における現在の人事担当者は、「当社の現行休業制度は、昭和 45 年 1 月実施のため、申立期間には休業制度は無い。」旨供述しているため、申立人が申立期間に復職した事実について確認することができない。

さらに、申立人が思い出した関係者 42 名中連絡可能な 5 名は、「申立人については記憶に無い。」と回答していることから、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に整理番号の欠番は見当たらず、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月から 5 年 6 月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。平成 5 年 4 月に入院し、手術したときの支払金額から考えて、社会保険に加入していたことは明らかであり、そのときの領収証書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の回答及び供述により、期間は特定できないものの、申立人がA社の業務に関与していたことはうかがえる。

しかし、A社は既に解散し、申立人が転職の相談をしたという当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人が申立期間にB病院で受診した際の領収証書は、診療費の支払金額は確認できるが、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたことを確認することはできない。

さらに、申立人がB病院で使用した健康保険証について、同病院は、「保険者はC健康保険組合である。」と供述していることから、申立人は申立期間前に勤務していたD社が加盟する同健康保険組合発行の健康保険証を同病院で使用していたと考えられる。また、同健康保険組合は、「申立人の健康保険証の記号は当組合の任意継続被保険者の記号である。」旨供述していることから、申立人が同病院で使用した健康保険証は、D社の厚生年金保険加入期間を被保険者期間とする任意継続被保険者の健康保険証であったことが確認できる。

加えて、A社は、オンライン記録によると、政府管掌健康保険の加入事業所であり、C健康保険組合には加盟していないことが確認できることから、申立人が両健康保険に

重複して加入していたとは考え難く、同社において厚生年金保険に加入していなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月8日から平成2年4月まで
② 平成2年4月7日から4年8月1日まで

A社及びB社（現在は、C社）に勤務し、デパートで販売員をしていた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社の昭和62年分の源泉徴収票及びB社の給料支給明細表を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社の昭和62年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間①のうち、62年6月から同年12月までの期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、上記源泉徴収票によると、社会保険料等の金額欄に記載が無いことから、申立期間①のうち、昭和62年6月から同年12月までは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社における申立期間①当時の事業主は、「資料を廃棄していることから申立人の勤務や厚生年金保険の取扱いは不明だが、厚生年金保険には正社員のみ加入させていた。また、社会保険に加入しない従業員は多数いた。」と回答している。

さらに、申立人が記憶していた同僚3名のうち、申立人と同じ職場の上司及び同僚は、A社に係るオンライン記録から、氏名を確認することができない上、申立期間①に勤務している従業員9名は申立人を記憶していない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間①に国民年金第3号被保険者となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人から提出されたB社における給料支給明細表により、申立人は申立期間②に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記明細表によると、「厚生年金」及び「厚生年金基金」欄に記載が無いこ

とから、申立人は、申立期間②に給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、C社は、「申立期間②当時の労働契約書等の資料は無く、保険料控除は不明である。しかし、社会保険に加入していない従業員は多数おり、申立人について保険料控除がなされていないければ、社会保険に加入しない契約であったと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②のうち、平成2年4月は国民年金第3号被保険者として記録され、4年5月から同年7月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる上、2年8月8日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、B社における申立人の資格取得日（平成4年8月1日）は、同社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合並びに雇用保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 8 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間当時に同社 C 支社から同社 D 支店へ異動したが、報酬月額に変更は無かった。
当時の給料支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間の給料支給明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額と符合するものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月から34年12月11日まで
② 昭和43年1月から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険記号番号払出簿及びA社から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和34年12月11日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A社は昭和34年3月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①の一部においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

さらに、A社において昭和34年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年4月に入社したとする従業員は、「同年4月当時は5人程度の小さな会社であったが、その時期、申立人は同社で勤務していなかった。」旨供述し、その他、当委員会の照会に回答した複数の従業員は申立人の勤務期間については不明としていることから、申立人の勤務時期を特定することができない。

申立期間②については、C社は、当時の資料を保管しておらず、また、当該期間当時に勤務した複数の従業員は、「申立人を知らない。」旨回答しているため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人のB社に係る被保険者資格取得日は昭和46年1月1日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認でき

る申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間②当時、D社において厚生年金保険に加入しているため、同社の複数の従業員に申立人について照会したところ、回答があった複数の従業員はいずれも申立人を記憶していたが、「申立人がB社で兼務していたことは知らなかった。」旨供述していることから、申立人のB社における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から34年3月30日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の回答及び同社倒産後に申立人が勤務したB社の回答により、申立人は、昭和34年3月頃までA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和31年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社の事業主及び経理担当者は、連絡先が不明なため、これらの者から、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、A社が適用事業所に該当しなくなった昭和31年12月1日に被保険者資格を喪失した者のうち連絡先が判明した従業員に照会したところ、回答のあった者はいずれも、「同年12月1日以降も同社に勤務していたが、給与明細書等を保存していない。」と回答しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人も、「申立期間のうち最後の1年間は、健康保険被保険者証を持っていなかった。」と回答しており、A社の元従業員の妻も、「昭和32年12月に結婚したが、そのときに健康保険被保険者証は無かったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18495 (事案 4967 及び 12541 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
② 昭和 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

当初、昭和 31 年から 34 年まで、毎年季節労働で A 署 (現在は、B 署) C 担当区に勤務していた期間のうち、32 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日まで、33 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日まで及び 34 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、当該期間のうち 32 年 5 月 1 日から同年 12 月 16 日までの期間については、同僚の回答から記録訂正が認められたが、33 年及び 34 年については、記録訂正できないと通知を受けた。

しかし、納得できないので、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再度申し立てたところ、同委員会から、再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められないなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知を受けた。

しかし、昭和 31 年から 34 年まで毎年季節労働で A 署 C 担当区に勤めたことは確かなので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てのうち申立期間①及び②については、申立人は、A 署 C 担当区に勤務したと申し立てているが、同署 C 担当区及び同署 D 担当区の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚 7 人は、いずれも当該期間について、同署 D 担当区で厚生年金保険に加入していること等の理由から、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は前回、A 署の同僚と昭和 35 年 1 月から同年 3 月まで一緒に

失業手当を受給したので、当該同僚に確認してほしいと申し立てているが、当該同僚は、「30年か31年頃からA署に勤務して造林部で申立人も一緒だったが、34年度は所属が土木部であったから、申立人がいつ失業保険を受けたかは分からない。」と回答している。また、申立人は、「昭和33年度は5月1日からA署に勤務した。」と申し立てているところ、同署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、33年度は全被保険者の資格取得日が33年8月1日と記載されていることが確認できることから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、当初及び前回の審議結果に納得できず、「申立期間①及び②にA署に勤務していたことは間違いなく、私を同署に勤務させてくれた方のE連合会発行の年金加入期間確認通知書を提出するので、私が同署に勤務していたとの主張に嘘は無いことは分かってもらえるのではないかと。私の記憶が正しいことを認めて、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人が今回提出した資料は、申立人の申立期間①及び②における勤務及び厚生年金保険料控除を確認できる資料には当たらず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月28日から同年7月1日まで
A会B病院（後に、C会D病院）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院との契約期間は、平成8年6月30日までだったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA会B病院における雇用保険の離職日は、平成8年6月27日と記録されており、申立人の厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

また、E健康保険組合から提出された適用履歴及びF基金から提出された加入員台帳により、申立人の異動日（被保険者資格喪失日）は平成8年6月28日で、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できることから、申立人の申立期間における勤務を確認することができない。

さらに、C会D病院は、「常勤と非常勤の医師がおり、報酬額で判断できる。「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人は非常勤であり、給与は日給制である。非常勤の医師の勤務日は、毎月作成する勤務シフトに応じて決まり、退職日は最後の出勤日である。」と回答しているため、同病院から、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

加えて、オンライン記録により、A会B病院において月の26日から30日までの間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している12名の従業員に照会したところ、回答のあった6名は、いずれも契約書、給与明細書等を保有していないため、従業員から同病院における月末退職者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月1日から60年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より引き下げられている。同社では、給与担当者として勤務し、時間外手当も安定していたので、標準報酬月額が下がることは考えられない。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、昭和57年8月から58年9月までは22万円であったものが、同年10月の定時決定で18万円に減額されていることが確認できるものの、遡及による減額訂正等、社会保険事務所（当時）による不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、上記被保険者名簿により、昭和58年10月に満50歳以上であった5名の従業員の標準報酬月額が同年10月の定時決定で減額されていることが確認できるが、これについて、A社の労務・給与計算担当者は、「時期は不明だが、満50歳以上の社員に対して、給与規則改定があり、1歳加算するごとに基準内給与の5%カットが行われた。その後、経営権が譲渡されたときに、給与カット前の水準に見直された。」と回答していることから判断すると、申立期間当時、同社では、従業員の報酬月額を減額していたものと考えられる。

さらに、A社は、オンライン記録により、平成12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったときの事業主に照会したところ、「給与支給額や保険料控除額について確認できる資料を保管していない。」と回答しているため、事業主から、申立人の同社における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿により、申立人同様、昭和58年10月の定時決定で、標準報酬月額が下がっている7名の従業員に照会したところ、3名から回答があったが、いずれも給与明細書等を保有していないため、当該従業員から、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月20日から34年1月25日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の先輩は、同社で厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の先輩及び従業員の回答により、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となっている期間は、昭和31年10月1日から33年9月20日までであり、申立期間のうち31年2月20日から同年9月30日まで及び33年9月21日から34年1月25日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在が不明であるため、同社及び事業主から申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務したとする先輩は、「自分は同社に3年半くらい継続して勤務した。」と述べているところ、勤務していたとする期間のうち一部期間において厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

加えて、申立人は、A社の従業員数について、「就職時は30名から40名くらい、退職時は100名くらいであった。」と述べているところ、上記被保険者名簿では同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年10月1日に24名、同社が適用事業所でなくなった33年9月20日に12名が被保険者となっていることから、同社では従業員を全員、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことが考えられる。

その上、申立人は、「A社において健康保険証をもらった記憶は無い。」と述べてい

る。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18500 (事案 3751 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から60年6月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除が確認できない等の理由により、記録訂正をできないと通知があった。そのため、今回、新たに同社に入社した当時の人事担当者名及び労働組合の委員長の氏名等を連絡するので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述から、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時にA社で経理事務を担当していた者は、当時は、社員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、本人が希望しない場合等には加入させないこともあり、未加入者については給与から保険料を控除していなかった旨供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における被保険者資格取得日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が1年半程度ある者が確認でき、当該者は、未加入期間においては給与から保険料が控除されていなかった旨供述している。

さらに、A社が保管している厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和60年6月21日と記載されているところ、上記経理担当者は、当時から厚生年金保険及び同基金の届出様式は複写式であった旨供述していることから、事業主は、社会保険事務所(当時)に申立人の資格取得日を同日と届け

出たことが推認されるとして、申立期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないと通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たにA社に入社した申立期間当時の人事担当者及び労働組合の委員長等の氏名を挙げるとともに、子供のため健康保険証が必要だったので社会保険に加入していたと思っていたと主張している。

しかし、上記の人事担当者は既に死亡しており、労働組合の委員長だったとする者は、「申立期間当時、A社では、3か月間で 80 パーセント以上の出勤率と売上げのノルマを達成した場合に本採用となり、厚生年金保険に加入するか否かの取扱いは会社と本人の間で決めていた。」と供述している。

また、健康保険について、申立人の申立期間当時にA社が加入していたB健康保険組合は、既に解散しているため、当時の加入記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18501 (事案 6998 及び 13916 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月 2 日から 25 年 7 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に再申立てしたところ、同委員会から、保険料控除が確認できない等の理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、保険料に関することのみ判断に納得できないため、不当な手続により被保険者としての資格を失った申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の兄である事業主及び申立人は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 2 日に資格を喪失しているが、申立人の弟は、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、申立期間も継続して被保険者となっていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主は、「同社において、申立期間当時に自身は代表取締役役に就任し、弟(申立人)は取締役になった。もう一名の弟は工場長で取締役ではなかった。厚生年金保険には、申立期間当時は会社役員であることから加入できなかったかもしれない。厚生年金保険の加入資格について社会保険事務所(当時)から難しい話があったような気がする。」と供述している。

また、A社の当時の事業主は、同社に係る申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管していないことから、申立人に係る保険料の控除を確認することができないとしている。

さらに、上記被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる 21 人の従業員については、死亡、連絡先不明等のため、これらの従業員から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に当委員

会の決定に基づき平成22年2月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、再申立てを行っているが、新たな資料等を提出しておらず、申立期間に、使用される者として申立人の弟と同じように勤務していたと主張しているのみであることから、再度、平成23年1月13日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「委員会の結論は、毎回申立内容とは大きく離れて、保険料に関することのみであり、毎回の申立てどおり、不当な手続により被保険者としての資格を失った申立期間を被保険者と認めてほしい。」と主張しているのみであり、厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は無いとしている。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から4年9月まで
② 平成6年10月から8年6月まで

A社（現在は、B社）に入社し、コンピュータープログラマーとして派遣先のC社で勤務していた申立期間①及びD社に入社し、派遣先のE社で勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間①に係る資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の保有する「平成4年分の所得税の確定申告書」に記載されている給与額及び社会保険料控除額からは、厚生年金保険料の控除を推認することができない。

加えて、申立人は申立期間①において、国民年金保険料を納付済みであり、また、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人はD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、申立期間②に係る資料を保管していないと回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚二人の氏名を記憶しているが、両名ともD社に係るオンライン記録に氏名が見当たらず所在が不明であることから、これらの者から、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人の保有する「平成7年度町民税県民税申告書」、「平成8年度町・県民税課税明細書」及び「平成8年分の所得税の確定申告書」に記載されている給与額及び社会保険料控除額からは、厚生年金保険料の控除を推認することができない。

加えて、申立人は申立期間②において、国民年金保険料を納付済みであり、また、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月21日から39年11月17日まで
② 昭和40年8月18日から41年8月20日まで
③ 昭和42年1月19日から47年8月19日まで

年金の受給手続をする際に脱退手当金が支給されていることを知った。当時は子供も小さく、いろいろと手が掛かっていた頃で手続などできなかつたし、そもそも勤めていた会社で厚生年金保険に入っていること自体を認識していなかつた私が脱退手当金を請求するはずが無い。よく調査をして年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、育児に多忙であったため、脱退手当金を受給できる状況になく、また、受給の記憶も無いと申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではないことから、多忙であったことをもって受給できなかつたとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月8日から47年2月1日まで
平成22年秋の日本年金機構からのはがきで、脱退手当金が支給されていることを知った。当時は子を出産したばかりで、育児のため外出できる状態ではなかったし、受給した記憶も無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務したA社の退職直後に結婚し、姓が変わっているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の姓は、当該退職日から約26か月後の申立人への脱退手当金支給日当時に婚姻後の姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に伴い姓の変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人は、育児に多忙であったため、脱退手当金の受給はできる状況になく、また、受給の記憶も無いと申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではないことから、多忙であったことをもって受給ができなかったとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月12日から42年2月21日まで
平成13年頃、年金受給の手続をした際、A社に勤務していた申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。同社を結婚退職する2か月ぐらい前に、事業所から「厚生年金は保険みたいなものだから。」と言われ、上司に「解約をして下さい。」と頼んだが、退職する日まで何の連絡も無くそのままになっていた。また、退職してすぐに転居したので、脱退手当金が支給されている時期は、会社に伝えていた実家の住所地に住んでおらず、受け取ることもできなかったはずである。申立期間について脱退手当金は受け取っていないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年2月21日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者は、申立人のほかに1名確認できるところ、この者の脱退手当金の支給記録は、資格喪失日から約2か月後に支給決定がなされており、当該受給者は「脱退手当金の受給は自分の意思であり、会社が手続してくれた。」と供述している上、申立人は、同社を退職する際、上司から厚生年金保険の取扱いについて説明を聞き、厚生年金保険を脱退する旨の依頼をしたと供述していることを踏まえると、申立人についても、申立人の意思に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年8月18日には支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から30年11月2日まで
年金の受給資格を確認した際に、脱退手当金の支給記録が有ることを知った。退職した当時は、結婚式を控えて毎日忙しく過ごしていたし、脱退手当金の制度のことなど全く知らなかった。よく調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年11月2日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する19名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8名に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、そのうち、申立人と同日に被保険者資格を喪失した2名が申立人と同日に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、結婚式を控えて多忙であったため、脱退手当金を受給できる状況になく、また、受給の記憶も無いと申し立てているが、脱退手当金の受給手続が、社会通念上、特別に煩雑なものではないことから、多忙であったことをもって受給ができなかったとまでは考えられず、このほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年8月11日から36年11月10日まで
② 昭和36年11月11日から39年4月19日まで

年金受給開始時に社会保険事務所（当時）で、脱退手当金を受給したことになっていることを知り、その後、平成22年秋に、日本年金機構からハガキで連絡をもらった。私は、会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶は無く、請求手続をしたことも脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月19日の前後3年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する9名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む3名に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、上記受給者3名のうち連絡の取れた申立人を除く2名が「脱退手当金の請求の手続は、会社が行ってくれた。」と供述している。

また、申立人に係る脱退手当金の支給決定日は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月19日の約2か月後の同年6月30日であることから、支給時期に不自然さは無い。

これらのことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月13日から48年1月1日まで
年金受給時に社会保険事務所(当時)で、申立期間について脱退手当金を受給していることになっていると知った。その後、平成22年秋に、日本年金機構からハガキのお知らせが来た。しかし、会社から脱退手当金について説明を受けた記憶は無く、請求手続を行ったことや、脱退手当金をもらった記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、日本年金機構に「脱退手当金裁定請求書」、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」等が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、当該裁定請求書には、申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票及び退職年度の給与の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」には、脱退手当金の支給が送金により行われたことが確認できる上、送金先として申立人が当時居住していた地域の郵便局名が記載されていることから、当該郵便局を経由して脱退手当金が申立人に支払われたものと推認できる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月24日から42年8月10日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社の次の勤務先であるB社から提出された社員名簿及びA社本社の従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人はA社本社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料等を保管しておらず、当時の事業主と社会保険担当者は死亡している。」旨回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、上記の同社の従業員から、申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和41年12月24日であり、その届出の受付日は42年7月11日と記載されているところ、当該被保険者名簿の表紙の摘要欄に41年8月6日、42年8月25日に算定完了と記載されているが、この2つの日付の間に「42. 7. 7」の日付印が押印されていることが確認できる。当該「42. 7. 7」の日付印は、42年の定時決定前に社会保険事務所（当時）の社会保険調査官による実地調査が行われ、当該調査後の同年7月11日付けで申立人の被保険者資格喪失届が受け付けられたと考えられるほか、当該被保険者名簿の申立人に係る備考欄の記載から健康保険証が返却されたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月から 23 年 4 月まで
A 事務所（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に同事務所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事務所における申立期間当時の仕事内容等を具体的に供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同事務所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事務所に係る適用事業所名簿によると、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社に係る商業登記簿謄本において、同社の設立年月日は昭和 37 年 5 月 30 日と記録されているが、設立当時の役員に関する登記事項は確認することができない上、現在の事業主は、「当時の資料は保存しておらず、厚生年金保険の適用要件、給与からの保険料控除等は全く分からない。」旨回答している。

さらに、申立人は申立期間における当時の同僚の氏名を挙げているところ、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録によると、他社において、昭和 22 年 4 月 1 日付けで資格取得し、47 年 10 月 1 日付けで資格喪失していることが確認できるが、当該同僚は、既に死亡しており、当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険に係る取扱いについて確認することができない。

加えて、A 事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員 6 人のうち、所在の判明した一人に同事務所の厚生年金保険に係る当時の状況等について照会を行ったが、回答は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 46 年 8 月まで

A社に同級生に誘われて勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に勤務していたとするA社の名刺を所持しており、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

一方、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本では、同社歴代の代表取締役が3人確認できるが、そのうちの二人は所在不明であり、他の一人は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができない上、上記代表取締役、上記商業登記簿謄本から確認できる複数の役員及び申立人を同社に入社するように誘ったとする同級生のいずれについても、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が、上記同級生のほかに記憶している同僚等の氏名は姓のみであるため、これらの者を特定することができず、申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立期間のうち一部期間については、申立人が国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月10日から平成2年12月5日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役及び役員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和64年1月1日からとなっており、申立期間の一部は適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、上記代表取締役は、A社では申立期間当時、正社員のみを厚生年金保険に加入させており、申立人については、正社員ではなかったため厚生年金保険に加入させていなかった旨回答しているところ、同社において厚生年金保険の加入記録のある従業員一人は、「申立人は正社員ではなかったし、厚生年金保険に加入もしていないと思う。」と供述している。なお、申立人が同社のものとして提出した平成2年の4枚の給与支払明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が記憶するA社の同僚二人については、一人は住所が不明のため照会が行えず、他の一人については申立人が姓を記憶しているのみで、連絡先等も不明であるため特定することができないことから、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いや保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人及びA社において厚生年金保険の加入記録のある従業員は、申立期間当時約20人の従業員が同社で勤務していたと供述しているところ、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者となっている者は、同社の適用期間において7人であることから、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行

っていなかったことがうかがえる。

また、申立人に係る国民健康保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、一部期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 4 月から 63 年 3 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していたことは確かなので、それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る雇用保険の加入記録により、当該期間のうち昭和 49 年 6 月 11 日から 51 年 3 月 31 日までの期間については、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張しているA社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での検索を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、商業登記簿によると、A社は既に解散しており、当時の事業主や経理担当者の連絡先が不明であるため、これらの者から、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、A社に係る当該期間の給与明細書等を保有していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、B社に係る雇用保険の加入記録及び当時の取締役の供述により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年7月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及びその妻からも回答が得られなかったため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録により、B社が適用事業所となった平成元年7月1日に被保険者資格を取得している従業員4人のうち、連絡の取れた者に、同社が適用事業所となる以前の厚生年金保険料の控除について確認したところ、回答のあった一人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間は、給与から保険料の控除は無かった旨回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年2月から46年4月まで
② 昭和46年5月から55年2月まで
③ 平成3年7月から4年5月まで

A社、B社及びC事業所で勤務していた申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社で厚生年金保険の被保険者となっている従業員の供述及び同社に係る商業登記簿謄本から判断すると、申立人が同社の事業に関与していたことはうかがえる。

しかし、上記商業登記簿謄本によると、A社は解散し、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる事業主は既に死亡しており、当時の社会保険事務担当者から供述が得られないことから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、上記従業員は、「申立人のことは知っている。時々、会社に顔を見せていたが、仕事をしていた記憶はほとんど無い。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社は昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、43年7月31日には適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、32年2月から41年3月まで及び43年7月から46年4月までの期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によると、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において被保険者であった従業員二人に照会したところ、昭和47年12月から約2年間同社で勤務していたとする従業員の一人は、「自身が勤務していた期間において、自分以外女性はいなかった。」と回答し、もう一人の従業員は、「昭和53年2月にB社に入社したが、そのときに従業員はいなかった。申立人のことは知っているが、申立人が同社で勤務したことは無かった。」と回答、供述しており、当該期間における申立人の同社での勤務を確認することができない。

さらに、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間②のうち昭和51年4月から55年2月までの期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「当該期間にC事業所で、自身と同社の事業主である元夫の二人が勤務していた。」としているところ、事業主である申立人の元夫は既に死亡しており、当該期間における申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C事業所は厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人は、平成3年5月から8年3月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年2月26日まで
A社の代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、平成5年5月に低額に変更されているとの通知を受けた。同年4月からは入社していないので、理解できない。正しい記録に訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成4年分の所得税の確定申告書(控)記載の給与収入額から、申立期間の報酬月額は100万円を超えていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成5年5月6日付けで、同社の新規適用日である4年4月1日に遡って20万円に減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社における被保険者は、平成5年当時、申立人と従業員の計二人であることが確認できる。

当該従業員は、「自分の入社時の社会保険などの諸手続は申立人が行なった。他に手続を行う人も見当たらず、申立人が社会保険の手続を行っていたと思う。自分は平成5年の年末頃までA社に勤務した。給与が未払だったことは無いが、資金繰りに苦労していたようであった。自分が退職する数か月前に事務所を移転したが、移転前には同社の経営状況が悪いということは聞いており、申立人は株主の方と頻繁に会合を行っていた。移転後の事務所には申立人は入社してこなかった。」と供述している。

このことから、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、同社の代表取締役であり、社会保険の手続を行っていたことがうかがえる上、上記従業員等は、代表者印も申立人が管理していた旨供述していることから、申立人は平成5年4月からは同社に出勤していないとしているものの、社会保険に係る届出の権限は申立人が有していたと考えられることから、当該標準報酬月額の見直しについても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の見直しに関与しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月16日から同年9月1日まで
② 平成10年7月1日から11年4月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の離職日が平成8年8月15日、A社の総務担当責任者から提出のあった申立人に係る在籍記録及び退職辞令の社内控えにおける退職日が同年8月15日、また、同社が加入していたC健康保険組合における資格喪失日が同年8月16日とそれぞれ記録されていることから、申立人は、同年8月15日に同社を退職したことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚及び従業員に対し申立人の勤務実態を照会したところ、4人から回答があり、回答者全員が申立人のことを知っていたが、申立期間①の勤務について記憶している従業員は、上記総務担当責任者以外はいなかった。

さらに、上記総務担当責任者は、「申立期間①の賃金台帳は保管していないので保険料控除は不明だが、資格喪失している従業員の給与から保険料の控除はしていないはずである。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人は、平成10年4月にアルバイトとして

入社後、同年6月から11年3月までは契約社員として勤務し、同年4月から正式に社員として厚生年金保険に加入させた。申立期間②は厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除をしていなかった。」と回答している。

また、B社から提出された平成10・11年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給料明細書により、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間②の前後に、厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚、従業員の計3人に厚生年金保険の取扱いを照会したところ、一人から回答があり、平成11年7月1日に被保険者資格を取得している当該従業員は、「申立人の入社当時は、会社立ち上げ時だったので、厚生年金保険に加入していなかったのではないかと。私が入社したときは事業も安定したときだったので、入社と同時に加入した。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 21 日から 58 年 4 月 1 日まで

A社の厚生年金保険の加入記録が無い。同社のB工場には、昭和56年から58年4月までパートとして勤務していた。57年12月頃に会社から厚生年金保険に加入するように説明を受け、加入したはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の労働組合元書記長から提出された「昭和58年1月住所録」及び複数の同僚等の証言から、申立人が申立期間に同社のB工場において、パート従業員として勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社（B工場）は、昭和58年4月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿によると、同社は60年6月*日に破産宣告されており、申立人の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社（本社）及び同社（B工場）に係る事業所別被保険者名簿で、被保険者であったことが確認できる26人に照会し、17人から回答があったが、申立人の保険料控除が確認できる供述は得られなかった。

さらに、昭和57年5月31日からA社（B工場）が適用事業所でなくなった58年4月21日まで被保険者であったことが確認できるパート従業員は、同社のB工場において事務を担当していたが、申立期間当時は、同工場では給与計算を行っておらず、本社において給与計算を行っていた旨を供述している。本社での厚生年金保険事務担当者は、既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認できない。

加えて、従業員のうち二人は、「厚生年金保険に加入しないパートもいた。」、「扶

養家族の範囲で働いていた方は入っていなかった。」と厚生年金保険に加入していないパート従業員がいた旨を供述している。

また、申立人は、一緒に説明を受けたパート従業員は 10 人くらいとしているところ、A社（B工場）に係る事業所別被保険者名簿で、昭和 57 年 12 月に被保険者資格を取得しているのは 3 人のみであり、申立人が氏名を記憶しているパート従業員の同僚 7 人のうち、二人は被保険者となっていない。また、「昭和 58 年 1 月住所録」には、申立人を含み 21 人の女性従業員が記載されているが、申立人を含む 4 人は上記被保険者名簿では氏名が確認できない。

さらに、申立人が同時期に勤務したとしている同僚の中に、厚生年金保険の被保険者記録の無い者がいることから、事業主は、必ずしも全てのパート従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 48 年 12 月まで

A 社（後に、B 社）における厚生年金保険の加入記録が無い。会社 4 階の寮に入居しており、給与は寮費などを差し引かれ現金で支給されていた。給与明細等の資料は無いが勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の事業主の妻（後に、代表取締役）の回答及び同僚の供述から判断すると、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は平成 9 年 8 月 1 日から適用事業所となり、申立期間当時は適用事業所ではない上、A 社に係る商業登記簿によると、同社は法人事業所であるものの、飲食業の業種であることが確認できることから、当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかった。

また、上記商業登記簿によれば、B 社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、A 社における申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、事業主の妻は、A 社は申立期間当時、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している上、複数の同僚は、同社は厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料を給与から控除されていない旨供述している。

加えて、オンライン記録では、A 社の事業主及び事業主の妻は、申立期間当時、国民年金に加入しており保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 6 月 1 日まで
② 平成 3 年 9 月 1 日から 5 年 6 月 1 日まで
③ 平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 6 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額と比較して低くなっている。確認できる資料は無いが、同社に勤務していた期間、所得額が 80 万円を下回ったことは無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の所得額は 80 万円を下回ったことは無く、標準報酬月額が、申立期間①については 32 万円、申立期間②については 50 万円、申立期間③については 44 万円となっているのは事実と相違しているので、正しい記録に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②及び③に係る届出書等は現存しておらず、主張する所得額及び保険料控除額を確認する資料等も所持していない旨供述している。

また、申立期間当時、A社の税務に関する事務を担当していた会計事務所は、当時の資料は残っておらず、具体的な日付については不明だが、同社の厚生年金保険の新規適用後、同社の経営状況が悪くなり、申立人から相談を受け、在籍していた従業員全員の給与を、一時的に一度だけ下げた旨供述している上、同社に係る事業所別被保険者名簿を確認すると、申立期間①において、申立人と同様に、標準報酬月額が減額された記録となっている従業員が確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の同社における申立期間①、②及び③の標準報酬月額は、遡った減額訂正は行われていない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、A社に係る商業登記簿では、申立人は申立期間①、②及び③において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「経理担当者が厚生年金保険の取扱いを行い、社会保険事務所（当時）への届出書等の押印まで行っていたが、押印した届出書の内容は確認していた。」と供述しており、経理担当者に、上記供述内容について確認したところ、申立人が届出書等を確認していた旨供述している。

これらの事実から、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないが、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

東京厚生年金 事案 18532 (事案 3804 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 47 年 2 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかしながら、申立期間中、同社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずであり、判断に納得ができないため、新たな資料や情報は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社から提出のあった賃金台帳及び事業主の回答書から、申立人は、昭和 45 年 2 月から 46 年 4 月までの期間において同社に勤務していたことが認められるが、同社から提出のあった当時の賃金台帳において、申立人の給与から、失業保険料は控除されているものの、厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていないことが確認できる上、同社の事業主は、「当時の人事担当者は既に死亡しており確認はできないが、申立人の給料は基本給が無く手当のみを支給していたものと思われる。」と供述しているなど、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できないことから、平成 21 年 9 月 9 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、申立期間にA社に勤務していたことは確かであると主張しているが、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 18533 (事案 10188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月31日まで

A区役所に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないとの通知があった。

しかし、申立期間中、A区役所又はB県C局に勤務し、厚生年金保険料は現金で渡していたはずであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、A区役所の人事担当者の供述から、申立人が昭和33年6月2日から同年7月28日まで第一種臨時職員(2か月の期間に限り雇用される臨時職員)として雇用されたことが確認できるが、同区役所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は上記通知に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、被保険者期間として認めてほしいと主張している。

今回、A区役所における勤務については、申立人及びB県C局から提出のあった申立人に係る履歴書において、申立人はA区役所に土木臨時職員として昭和33年4月1日から同年7月28日まで勤務していた旨の記載が確認できるが、既に通知したとおり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、申立人は、申立期間のB県C局における勤務についても、再申立てに加えているが、同局職員部人事課は「昭和33年4月1日から同年7月31日までの間、申立人が当局に勤務していたことは無い。」旨供述しており、申立期間における申立人の勤務は

確認できない上、厚生年金保険料が事業主により控除されていたとする事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 16 日から 51 年 9 月 20 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 36 年 12 月以降の厚生年金保険の被保険者名簿を保管しているが、当該名簿に申立人の氏名は無く、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思うと回答している。

また、A社の元従業員の一人は、同社には正社員ではないアルバイトの従業員がおり、アルバイトの従業員は厚生年金保険に加入していなかったと思うとしており、他の複数の元従業員も、同社には厚生年金保険に加入していない従業員が複数いたと供述している。

さらに、申立人が同じ条件で勤務していたとする同僚は、A社にアルバイトとして入社したと回答しており、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 1 月 1 日から 22 年 1 月 1 日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 19 年 10 月から 21 年 12 月末まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、資格喪失日を確認することができないが、平成 21 年 9 月 7 日付けで、資格喪失日を昭和 21 年 1 月 1 日とする記録追加が行われている。

そして、年金事務所は、申立人には、平成 20 年 9 月 6 日までオンライン記録上、A社B工場での厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、申立人から、昭和 13 年から同社同工場に勤務していたが、その記録が無いという申出があり、調査したところ、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の被保険者記録が確認できた。しかしながら、上記被保険者名簿及び被保険者台帳には、申立人の資格喪失日が記載されておらず、記録回復が困難であったため、年金事務所は、申立人から同社同工場における勤務期間を確認しようとしたが、申立人が病気で申立人自身からの聴取が困難なため、申立人の娘から聴取することとした。申立人の娘は、「母は、『A社B工場が空襲された後も勤めていた。昭和 20 年いっぱいまで勤めた。』と繰り返すのみで会話にならない。」と供述している。このため、年金事務所では、離職年月日を 20 年 12 月 31 日と判断し、資格喪失日を 21 年 1 月 1 日としたと説明している。

一方、申立人の娘は、本件申立てにおいては、上記年金事務所への説明とは異なり、母から聞いた話として、「母（申立人）は、A社B工場には昭和 21 年 12 月末まで勤務

していた。」と申し立てている。

しかしながら、A社から提出のあった同社の社史において、同社B工場は昭和 20 年 6 月から同年 7 月にかけて爆撃や艦砲射撃により甚大な被害を受けたという記録があり、また、同工場に勤務していた複数の元従業員は、「当該爆撃の後、工場は操業していなかった。」と供述している。

また、A社の人事担当者は、「当時の人事関係書類が残っておらず、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。」旨供述している。そこで、申立人が記憶している元同僚のほか、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先の判明した複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 20 日から 36 年 9 月 11 日まで
平成 22 年 9 月に日本年金機構から届いたはがきを見て、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 37 年 8 月 30 日の前の同年 8 月初旬に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当該脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無いことなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間の前に勤務した事業所における厚生年金保険加入期間及び共済組合加入期間については、当該事業所を退職後、共済組合から脱退するとともに、両加入期間を通算して共済組合から退職一時金が支給されていることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金を受給していることに不自然さは無い。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から38年3月26日まで
② 昭和38年3月26日から同年12月21日まで
③ 昭和42年7月1日から43年7月26日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届いたが、脱退手当金の請求をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している申立期間①において発行された厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が申立人に対して支給されたものと認められる。

なお、申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

また、申立人は、初めて勤務したとする申立期間①に係るB社の退職時において脱退手当金を受給したとし、オンライン記録に支給記録が認められる申立期間③のA社に係る脱退手当金については受給した記憶は無いと主張している。しかし、脱退手当金は、制度上、厚生年金保険被保険者期間においては受給できないとされているところ、申立人は、B社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日に申立期間②に係るC社において資格を取得しており、これらの厚生年金保険被保険者期間は連続するものであることから、申立人の主張するB社の退職時に脱退手当金を受給したものと考えるのは困難。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係

る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月14日から44年7月16日まで
平成15年か16年頃、社会保険事務所（当時）で、年金の加入記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私は、脱退手当金の支給日とされる日にはA県B市内に居住しており、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したC社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「脱退手当金の支給日とされる日にはA県B市内に居住しており、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無い。」と申し立てているが、脱退手当金の請求は住居地近くの社会保険事務所において、また、脱退手当金の受取も住居地近くの金融機関において行うことが可能であることから、C社の所在地から離れたA県B市内に居住していたことをもって脱退手当金の受給ができないとは言えず、このほか脱退手当金が受給できないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月5日から43年8月6日まで
60歳になり、年金の裁定請求で社会保険事務所(当時)に行った時に、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。
しかし、自分では請求手続きをしていないし、会社からも脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金は受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和43年10月31日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年8月6日の前後1年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある16名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた7名全員が、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、「脱退手当金については、自分で請求した記憶は無く、社会保険事務所にも行っていないので、会社が請求してくれたのだと思う。」と供述していることに加え、同じく支給決定の記録があるほかの者も、「会社から何らかのカードを受け取り、それを銀行に持って行って脱退手当金を受け取った記憶が有る。自分で請求手続きをした記憶は無い。」と供述していることを踏まえると、同社は脱退手当金の代理請求手続きを行っており、申立人についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 11 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。昭和 45 年 3 月は研修期間。毎年 4 月に昇給があり、標準報酬月額は毎年 4 月に上がっていた。8 月に標準報酬月額が上がった事は無かった。調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された健康保険、厚生年金保険台票及び個人歴史台帳によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 45 年 3 月から同年 7 月までは 3 万円、同年 8 月から 46 年 7 月までは 4 万 5,000 円、同年 8 月から 47 年 3 月までは 5 万 6,000 円と記載されており、申立期間における標準報酬月額は、同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額の記録と一致している。

なお、当該被保険者名簿を確認しても、申立人に係る申立期間の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な訂正は見当たらない。

一方、厚生年金保険法の標準報酬月額の改定（随時改定）は、連続した 3 か月間の報酬の総額を 3 で除して得た額が、その前の標準報酬月額と比べて、2 等級以上の差が生じた場合に行われるものであり、昭和 45 年 8 月の改定はその前の同年 5 月から同年 7 月までの報酬の変動を基に行われるものである。

したがって、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている従業員のうち、申立人と同様、昭和 45 年 8 月に標準報酬月額が改定されている者が複数確認できるが、このことは、申立期間当時の昇給月は申立人が主張する 4 月ではなく、5 月であったことがうかがえる。

なお、従業員の一人名は、A社における昭和 45 年 3 月の研修期間の有無について、入社式までの短期間の研修はあったと思う旨供述しているものの、同社は、不明である旨回答しており、また、申立期間当時の昇給月がいつであったかも不明である旨回答している。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同日に資格を取得した複数の従業員の標準報酬月額を確認したところ、昭和 47 年 4 月までの間に申立人が主張する 7 万円となった者は確認できなかった。

なお、上記昭和 45 年 8 月に標準報酬月額が改定されている従業員のうちの一人名は、A社に 7 年間勤務した自身の同僚に話を聞いたところ、標準報酬月額が 7 万円になったのは、7 年間勤務したうちの最後の頃であり、勤務して 2、3 年で 7 万円になることはあり得ない旨供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月下旬から同年8月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に事務職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における元同僚からの回答により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある従業員13人に照会したところ、複数の従業員について、入社日から1か月又は5か月経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立期間当時の経理担当者及び従業員の一人は、同社では試用期間があった旨供述していることから、同社においては、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和45年8月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

一方、申立人は、A社の一部署であったB協会の業務もしていた時期もあった旨供述しており、また、A社は、社内にB協会という任意団体があったようで、当時の社長が理事になっていた旨回答している。

しかし、オンライン記録によると、B協会は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。